

第2 調査結果

1 海外子女に対する教育の推進

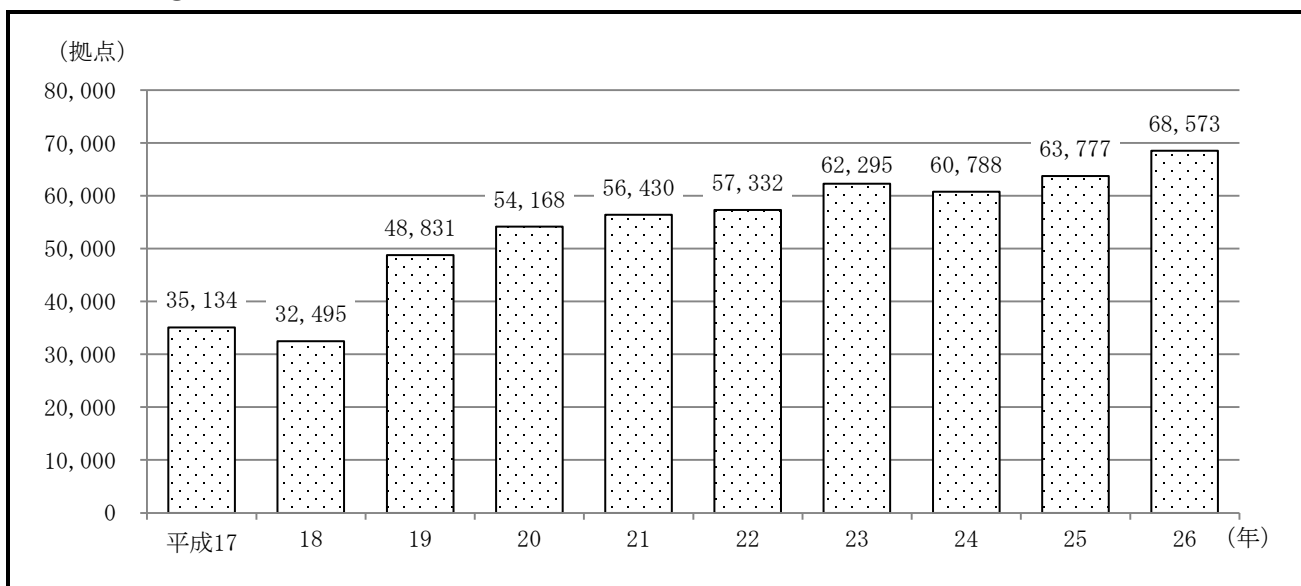
(1) 海外子女教育をめぐる背景と動向

調査の結果	説明図表番号
(海外子女数等の推移) 我が国の国際的な活動の進展に伴って海外へ進出する日系企業も増加しており、外務省の海外在留邦人数調査統計（以下「在留邦人統計」という。）によれば、平成 26 年 10 月 1 日時点で我が国の領土外に進出している日系企業の総数（拠点数）は、アジアを中心に 6 万 8,573 拠点（17 年の 3 万 5,134 拠点と比べて約 2.0 倍）であり、過去最多となっている。 このような中、世界各地に滞在する日本人の数も増加しており、海外に 3 か月以上在留している日本国籍を有する者（以下「在留邦人」という。）で永住者（注 1）を除く者の数は、平成 17 年の 70 万 1,969 人から 26 年には 85 万 3,687 人と約 1.2 倍になっている。また、多くの日本人がその子供を海外に帯同していることから、永住者を除く在留邦人で義務教育段階の子供（以下「海外子女」という。）の数も増加しており、平成 17 年の 5 万 5,566 人から 26 年には 7 万 6,536 人と約 1.4 倍になっている。このうち、平成 26 年の海外子女数を地域別にみると、アジア地域が 3 万 2,236 人（42.1%）で最も多く、次いで、北米地域が 2 万 4,126 人（31.5%）、欧州地域が 1 万 4,234 人（18.6%）などとなっている。特に、アジア地域については、平成 17 年にそれまで海外子女数が最も多かった北米地域を抜いて以降も増加は著しく、平成 17 年（2 万 113 人）から 26 年までの 10 年間で 1 万 2,123 人の増加（60.3%増）となっている。	図表 1-(1)-①、② 図表 1-(1)-③ 図表 1-(1)-④ 図表 1-(1)-⑤、⑥
(在外教育施設の概要) 海外子女教育のために日本政府が政府援助を行う在外教育施設としては、日本人学校、補習授業校及び私立在外教育施設がある。 日本人学校は、国内の学校教育と同等の教育を行うことを目的とする全日制教育施設であり、一般に現地の日本人会等が主体となって設立され、その運営は日本人会等や進出企業の代表者、保護者の代表などからなる学校運営委員会によって行われている。昭和 31 年にタイのバンコクに設立されて以降、平成 26 年 3 月現在では、世界 50 か国・地域に 88 校 93 施設が設立されている。 補習授業校は、在留国の教育制度に基づき同国の子供のための教育を目的とした学校（以下「現地校」という。）、在留国において子供の国籍を問わず入学させ教育することを目的とする国際学校（インターナショナルスクール等）（以下合わせて「現地校等」という。）に通学している海外子女	図表 1-(1)-⑦ 図表 1-(1)-⑧ 図表 1-(1)-⑨

に対し、土曜日や放課後などを利用して、日本国内の小学校又は中学校の一部の教科について日本語で授業を行うことを目的とする教育施設で、日本人学校と同様、現地の日本人会等が設立・運営主体となっている。昭和33年に米国のワシントンに設立されて以降、平成26年3月現在、世界54か国・地域に203校が設立されている。このうち、一部は、授業時数や授業科目が日本人学校に準じているもの（いわゆる「準全日制補習授業校」）がある。教育の特色としては、国語を中心に、施設によって算数（数学）、理科、社会などを加えた授業が、国内で使用されている教科書を用いて行われている。 私立在外教育施設は、日本人学校と同様に国内の学校教育と同等の教育を行うことを目的とする全日制教育施設であり、国内の学校法人等が母体となって海外に設立され、平成26年4月現在、北米、欧州及びアジアに8校（注2）が設立されている。 （注）1 在留邦人統計において、永住者とは、原則として当該在留国等から永住権を認められており、生活の本拠を我が国から海外へ移した邦人をいう。 2 平成25年度において日本政府の援助を受けている私立在外教育施設は、2校である。 （海外子女の就学状況） 在留邦人統計に基づき平成6年から26年までの海外子女数の推移をみると、海外子女の総数は4万9,397人から7万6,536人と2万7,139人の増加（54.9%増）となっているが、これを就学先別にみると、 ① 日本人学校就学者数は、1万7,953人から2万1,027人と3,074人の増加（17.1%増） ② 補習授業校就学者数は、1万9,290人から1万8,983人と307人の減少（1.6%減） ③ 現地校等就学者数は、1万2,154人から3万6,526人と2万4,372人の増加（200.5%増） となっており、日本人学校又は補習授業校に就学しない現地校等就学者が、著しく増加している。 また、平成26年度の海外子女数を地域別にみると、最も海外子女数が多いアジア地域では、域内の海外子女3万2,236人のうち、日本人学校就学者が1万6,733人（51.9%）、補習授業校就学者が1,487人（4.6%）、現地校等就学者が1万4,016人（43.5%）となっている。 なお、アジア地域における日本人学校就学者は、全世界の日本人学校就学者の79.6%を占める人数で、在留邦人統計で区分されている7地域において、日本人学校就学者数が地域の海外子女数の5割を超えるのはアジア地域のみとなっている。 一方、アジア地域に次いで海外子女数が多い北米地域では、域内の海外	図表 1-(1)-⑩、⑪ 図表 1-(1)-⑫
---	---------------------------------------

子女 2 万 4,126 人のうち、日本人学校就学者が 435 人（1.8％）にすぎず、補習授業校就学者が 1 万 2,890 人（53.4％）、現地校等就学者が 1 万 801 人（44.8％）となっており、現地校等就学者の割合が年々高まっている。このほか、北米地域と同様に英語圏である大洋州地域においても日本人学校就学者の割合が低く、域内の海外子女 2,567 人のうち、日本人学校就学者は 157 人（6.1％）、補習授業校就学者が 433 人（16.9％）、現地校等就学者が 1,977 人（77.0％）となっている。 （在外教育施設に対する政府援助の概要） 海外子女教育は、我が国の主権の及ばない外国において行われるものであるが、文部科学省及び外務省は、日本国憲法の定める教育の機会均等及び義務教育無償の精神に沿った在外教育施設等に対する援助として、①教員の派遣、②現地採用教員・講師謝金の援助、③校舎借料の援助、④義務教育教科書の無償給与、⑤日本人学校安全対策経費の援助、⑥補習授業校のための指導資料の作成・配布、⑦日本人学校校舎特別修繕費の援助、⑧現地採用講師研修会の開催、⑨日本人学校校長研究協議会等の開催、⑩派遣教員による巡回指導、⑪教材整備などを行っている。また、政府援助の対象は、義務教育段階の児童生徒に係るものである。 なお、上記の援助に係る平成 26 年度予算は、文部科学省が 171 億 2,700 万円、外務省が 25 億 2,800 万円で計 196 億 5,500 万円となっており、この 90.6％に当たる 178 億 1,400 万円（文部科学省 167 億 1,900 万円、外務省 10 億 9,500 万円）は、教員の確保、資質向上等に係る経費となっている。	図表 1-(1)-⑬、⑭ 図表 1-(1)-⑮
--	---------------------------------------

図表 1-(1)-① 海外へ進出している日系企業（拠点）数の推移（平成 17～26 年）



- (注) 1 外務省の「海外在留邦人数調査統計」に基づき当省が作成した。
 2 「日系企業」とは、本邦企業又は日本人が出資している海外の企業をいう。
 3 表中の数は、各年の10月1日現在のものである。
 4 海外在留邦人数調査統計における海外進出日系企業の統計は、平成17年から開始されたものである。

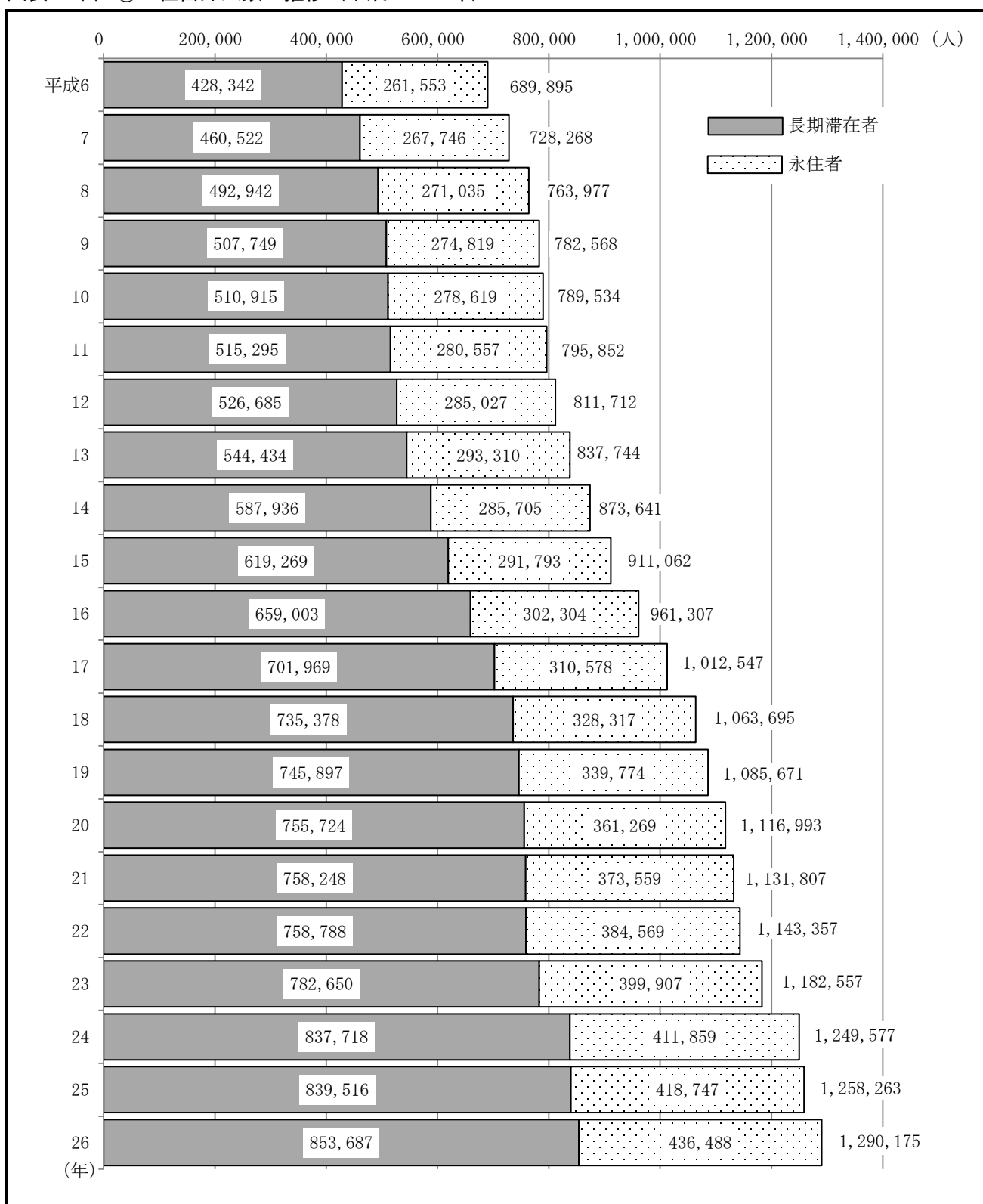
図表 1-(1)-② 平成 26 年における海外へ進出している日系企業（拠点）数の地域別内訳等

(単位：拠点、%)

区分	本邦企業(a)		現地法人企業(b)				区分不明(c)	日系企業 拠点数 (a+b+c)	割合
	支店	駐在出張所	本店	支店等	合併企業	日本人が海外で興した会社			
アジア	705	1,337	4,180	2,728	5,689	872	32,009	48,203	70.3
大洋州	58	33	402	196	103	499	10	1,301	1.9
北米	299	152	2,474	3,576	517	1,036	530	8,584	12.5
中米	26	55	589	156	39	116	4	985	1.4
南米	32	63	424	164	149	269	1	1,102	1.6
西欧	323	343	2,192	1,213	408	887	211	5,577	8.1
東欧・旧ソ連	66	283	525	298	214	47	18	1,451	2.1
中東	108	246	110	75	134	26	14	713	1.0
アフリカ	31	162	111	116	148	74	15	657	1.0
総数	1,648	2,674	11,007	8,522	7,401	3,826	32,812	68,573	100

- (注) 1 外務省の「海外在留邦人数調査統計」に基づき当省が作成した。
 2 「現地法人企業」とは、本邦企業又は日本人が、海外に設立した現地法人をいう。
 3 「区分不明」欄の数は、現地法人化されているか否かが不明な日系企業（拠点）数である。
 4 海外在留邦人数調査統計においては、「日本人が海外で興した会社」欄及び「区分不明」欄の数について、企業（拠点）数の総数は不明であるが、当該数値以上の企業（拠点）があるとしている。
 5 表中の割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない。

図表 1-(1)-③ 在留邦人数の推移（平成 6～26 年）



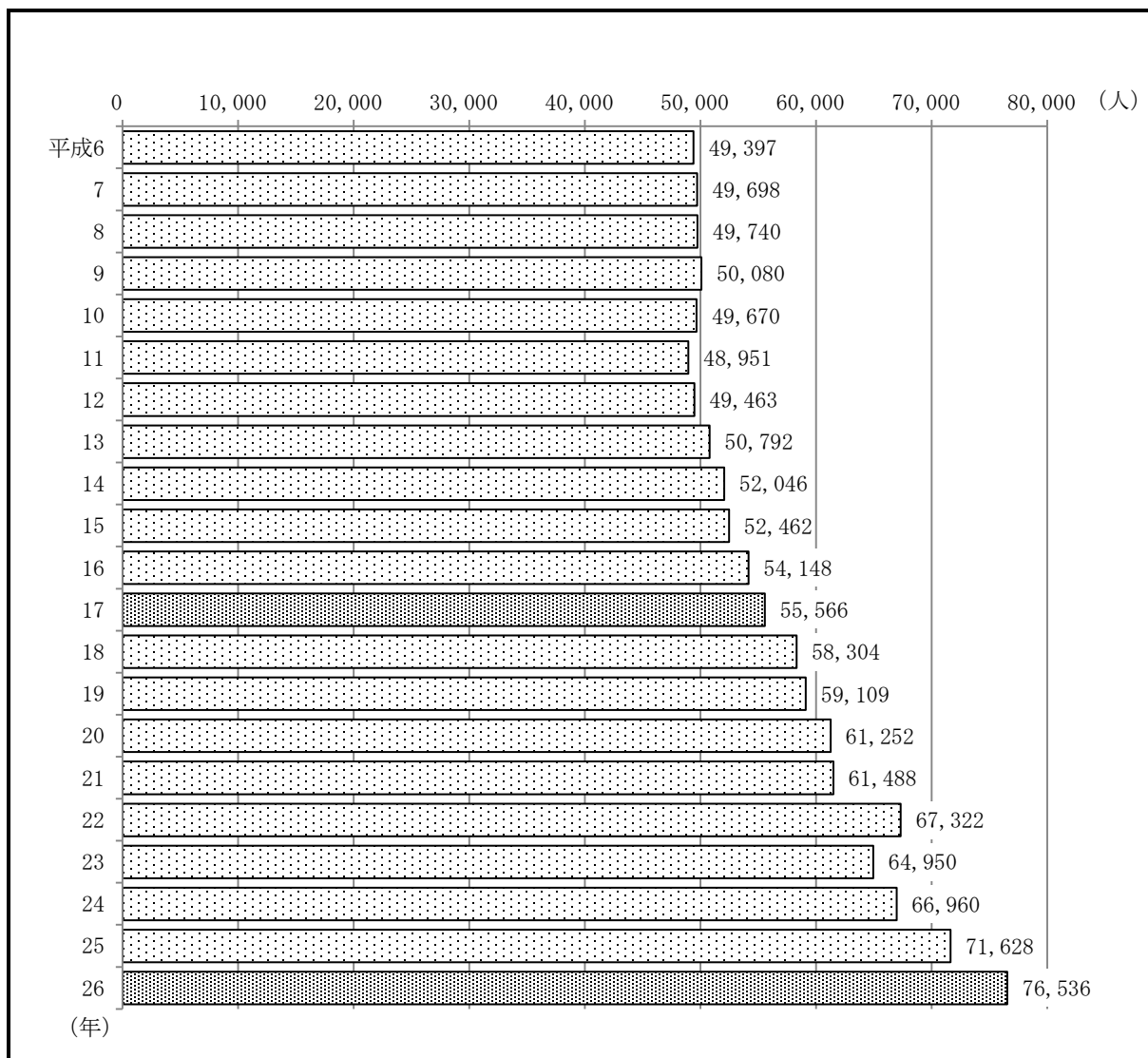
(注) 1 外務省の「海外在留邦人数調査統計」に基づき当省が作成した。

2 「長期滞在者」とは、海外に3か月以上在留している日本国籍を有する者のうち、海外での生活は一時的なもので、いずれ我が国に戻るつもりの方をいう。

3 「永住者」とは、原則として当該在留国等から永住権を認められており、生活の本拠を我が国から海外へ移した邦人をいう。

4 表中の人数は、各年の10月1日現在のものである。

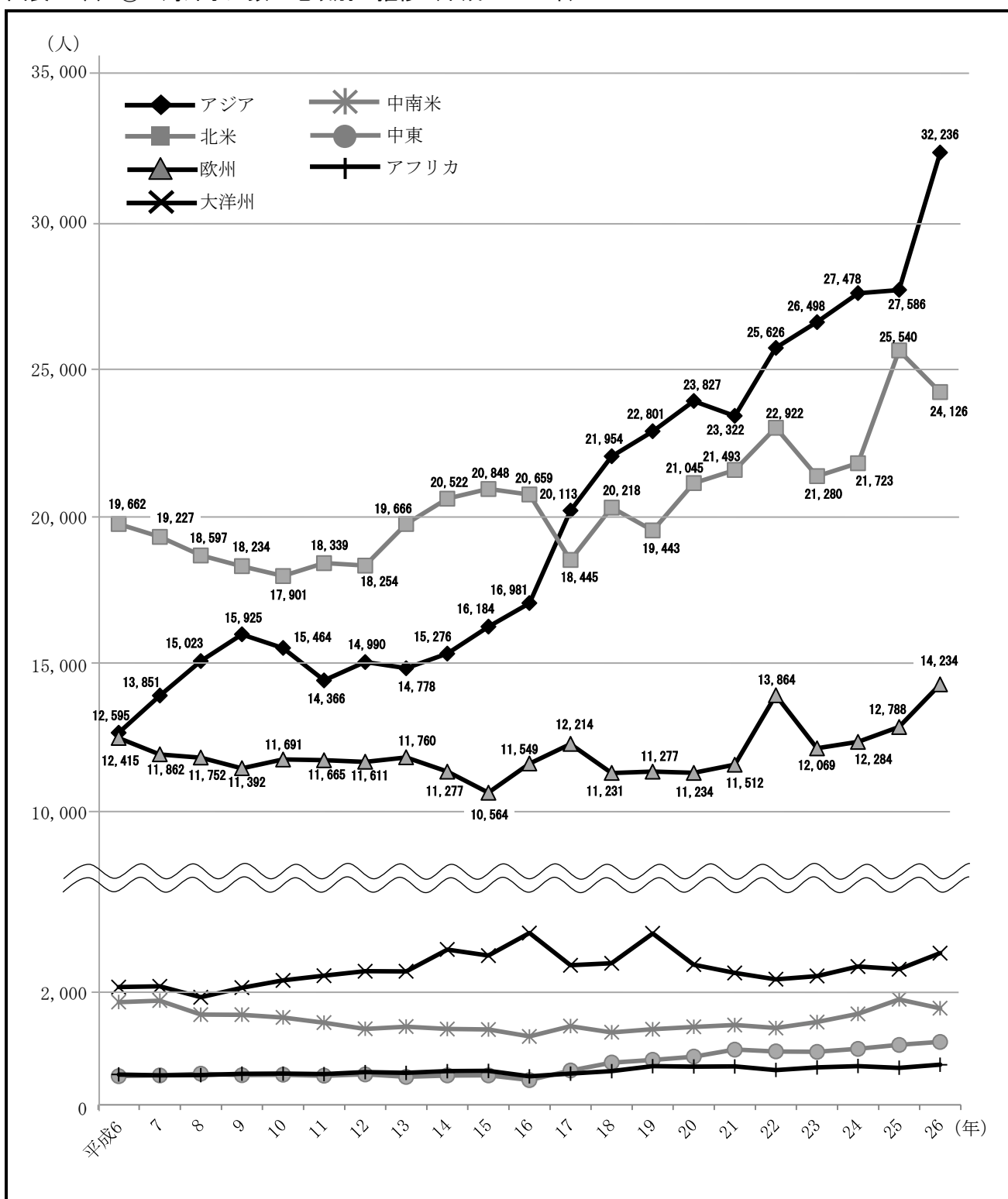
図表 1-(1)-④ 海外子女数の推移（平成 6～26 年）



(注) 1 外務省の「海外在留邦人数調査統計」に基づき当省が作成した。

2 表中の人数は、平成 6 年から 11 年までは各年の 5 月 1 日現在のもので、12 年以降は各年の 4 月 15 日現在のものである。

図表 1-(1)-⑤ 海外子女数の地域別の推移（平成 6～26 年）



- (注) 1 外務省の「海外在留邦人数調査統計」に基づき当省が作成した。
 2 表中の人数は、平成6年から11年までは各年の5月1日現在のもので、12年以降は各年の4月15日現在のものである。
 3 大洋州地域、中南米地域、中東地域及びアフリカ地域の海外子女数については、図表 1-(1)-⑥参照。

図表 1-(1)-⑥ 海外子女数の地域別の構成割合等の推移（平成 6～26 年）

（単位：人、％）

区 分		アジア	大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	合計
平成 6	人数	12,595	1,992	19,662	1,738	12,415	484	511	49,397
	割合	25.5	4.0	39.8	3.5	25.1	1.0	1.0	100
7	人数	13,851	2,003	19,227	1,762	11,862	497	496	49,698
	割合	27.9	4.0	38.7	3.5	23.9	1.0	1.0	100
8	人数	15,023	1,819	18,597	1,525	11,752	523	501	49,740
	割合	30.2	3.7	37.4	3.1	23.6	1.1	1.0	100
9	人数	15,925	1,980	18,234	1,524	11,392	501	524	50,080
	割合	31.8	4.0	36.4	3.0	22.7	1.0	1.0	100
10	人数	15,464	2,105	17,901	1,476	11,691	507	526	49,670
	割合	31.1	4.2	36.0	3.0	23.5	1.0	1.1	100
11	人数	14,366	2,184	18,339	1,389	11,665	491	517	48,951
	割合	29.3	4.5	37.5	2.8	23.8	1.0	1.1	100
12	人数	14,990	2,259	18,254	1,284	11,611	514	551	49,463
	割合	30.3	4.6	36.9	2.6	23.5	1.0	1.1	100
13	人数	14,778	2,257	19,666	1,321	11,760	471	539	50,792
	割合	29.1	4.4	38.7	2.6	23.2	0.9	1.1	100
14	人数	15,276	2,626	20,522	1,281	11,277	495	569	52,046
	割合	29.4	5.0	39.4	2.5	21.7	1.0	1.1	100
15	人数	16,184	2,524	20,848	1,273	10,564	496	573	52,462
	割合	30.8	4.8	39.7	2.4	20.1	0.9	1.1	100
16	人数	16,981	2,907	20,659	1,156	11,549	417	479	54,148
	割合	31.4	5.4	38.2	2.1	21.3	0.8	0.9	100
17	人数	20,113	2,361	18,445	1,329	12,214	578	526	55,566
	割合	36.2	4.2	33.2	2.4	22.0	1.0	0.9	100
18	人数	21,954	2,394	20,218	1,225	11,231	713	569	58,304
	割合	37.7	4.1	34.7	2.1	19.3	1.2	1.0	100
19	人数	22,801	2,900	19,443	1,277	11,277	760	651	59,109
	割合	38.6	4.9	32.9	2.2	19.1	1.3	1.1	100
20	人数	23,827	2,370	21,045	1,318	11,234	813	645	61,252
	割合	38.9	3.9	34.4	2.2	18.3	1.3	1.1	100
21	人数	23,322	2,230	21,493	1,349	11,512	934	648	61,488
	割合	37.9	3.6	35.0	2.2	18.7	1.5	1.1	100
22	人数	25,626	2,124	22,922	1,299	13,864	901	586	67,322
	割合	38.1	3.2	34.0	1.9	20.6	1.3	0.9	100
23	人数	26,498	2,177	21,280	1,400	12,069	895	631	64,950
	割合	40.8	3.4	32.8	2.2	18.6	1.4	1.0	100
24	人数	27,478	2,339	21,723	1,537	12,284	946	653	66,960
	割合	41.0	3.5	32.4	2.3	18.3	1.4	1.0	100
25	人数	27,586	2,293	25,540	1,784	12,788	1,013	624	71,628
	割合	38.5	3.2	35.7	2.5	17.9	1.4	0.9	100
26	人数	32,236	2,567	24,126	1,632	14,234	1,064	677	76,536
	割合	42.1	3.4	31.5	2.1	18.6	1.4	0.9	100

（注）1 外務省の「海外在留邦人数調査統計」に基づき当省が作成した。

2 表中の人数は、平成 6 年から 11 年までは各年の 5 月 1 日現在のもの、12 年以降は各年の 4 月 15 日現在のものである。

3 「割合」欄の数は、各年の海外子女数の合計に占める割合である。

4 表中の割合は、小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

図表 1-(1)-⑦ 在外教育施設の概要

区分	日本人学校	補習授業校	準全日制補習授業校	私立在外教育施設
施設数	88	203	(4)	8
設立・運営	国内の学校教育と同等の教育を行うことを目的とする全日制教育施設。一般に現地の日本人会等が主体となつて設立され、日本人会等や進出企業の代表者、保護者の代表などからなる学校運営委員会が運営。 文部科学大臣から国内の小・中・高等学校と同等の教育課程を有する旨認定を受け、中学部修了者は国内の高等学校、高等部修了者は国内の大学の入学資格有り。	現地校等に通学している海外子女に対し、土曜日や放課後などを利用して国内の小学校又は中学校の一部の教科について日本語で授業を行うことを目的とする教育施設で、現地の日本人会等が設立・運営。	補習授業校のうち、授業時数や授業科目が日本人学校に準じている施設。	国内の学校教育と同等の教育を行うことを目的とする全日制教育施設。国内の学校法人等が母体となつて海外に設立・運営。 文部科学大臣から国内の小・中・高等学校と同等又は相当の教育課程を有する旨認定又は指定を受け、中学部修了者は国内の高等学校、高等部修了者は国内の大学の入学資格あり。
授業内容	原則、国内の学習指導要領に基づく授業内容、授業時数で、国内で使用されている教科書により授業を実施。一方で、現地の言語や歴史・地理など現地事情に関する指導を取り入れるほか現地校との交流活動を教育課程に位置付けるなどの取組を実施。	国語を中心に、施設によって、算数(数学)、理科、社会などを加え、国内で使用される教科書により授業を実施。 週 1 日、年間 35～40 日程度の授業を実施。	国語、算数(数学)、理科及び社会を含め 4 科目以上の授業を行い、週 5 日、年間 175 日以上の授業を実施。	基本的に日本人学校と同様。
設立、政府援助を要請するための主な要件	【設立・政府援助要件】 ① 設立について在留邦人社会の総意が得られていること ② 在籍児童生徒数(永住者、外国籍のみの者を除く。)がおおむね 30 人以上で今後増加が見込まれること ③ 運営主体や児童生徒が一企業だけの構成でなく、公共性が保たれること ④ 学校の安定的運営及び財務面での健全性の確立が見込まれること	【政府援助要件】 ① 在留邦人社会の総意により、既に設立されていること ② 在籍児童生徒数(永住者、外国籍のみの者を除く。)が 5 人以上で今後増加が見込まれること ③ 運営主体や児童生徒が一企業だけの構成でなく、公共性が保たれること ④ 国語を中心とした年間授業日数がおおむね 35 日以上あり、授業実施に必要な講師が確保されていること ⑤ 運営規則、学則などの規則が整備されていること ⑥ 政府援助を要請する年度の 4 月 15 日時点で、授業を行っていること	【設立要件】 ① 運営主体や児童生徒が一企業だけの構成でなく、公共性が保たれること ② 現地に通学する適当な教育施設がなく、在籍児童生徒数(永住者、外国籍のみの者を除く。)が 10 人以上など	【政府援助要件】 外務省では、援助の対象外。 文部科学省では、下記の要件を満たす場合、教員派遣の援助対象。 また、義務教育無償の精神にのっとり、施設側から申請があれば教材整備事業による援助も実施。 ① 母体となる日本国内の私立学校法人から教員を派遣 ② 児童生徒数が 50 人以上 ③ 児童生徒の半数以上が帰国を前提とする長期滞在者

(注) 1 文部科学省及び外務省の資料に基づき当省が作成した。
 2 「施設数」欄の数は、平成 26 年 4 月 15 日現在のものである。

図表 1-(1)-⑧ 日本人学校の設立年表（平成 26 年 3 月現在）

区分	アジア	北米	中南米	欧州	大洋州	中東	アフリカ
昭和 31	バンコク						
39	ヤンゴン						
	ニュー・デリー						
40	カラチ						
41	香港 クアラルンプール シンガポール カルカタ ボンベイ コロンボ						ヨハネスブルグ
42			サンパウロ	モスクワ			
43	マニラ		メキシコ ブエノスアイレス			テヘラン	
44	ジャカルタ		リマ		シドニー		
45						ベイルート	ナイロビ
46	高雄		リオ・デ・ジャネイロ	デュッセルドルフ			
47	台北 ソウル					クウェイト	カイロ
48				パリ ラス・パルマス アテネ			ラゴス
49	ペナン		パナマ サン・ホセ				
50	釜山、ダッカ	ニュー・ヨーク	カラカス			ジェッダ	
51	北京		ベレーン	ミラノ ロンドン			
52			クアテマラ ボゴタ	ブカレスト		バグダッド	アルジェ
53		シカゴ		ウィーン ワルシャワ	パース	アブダビ	
54	スラバヤ		キート	ブリッセル アムステルダム ベオグラード		アンカラ ドーハ	
55	メダン 台中		ヴィトリア	ブラハ		ドバイ	
56			ペロ・オリゾンテ	ハンブルグ マドリッド			
57			サンチャゴ アスンシオン マナウス				
58	コタ・キナバル						
59	バンドン					バハレーン	
60				フランクフルト		リアド	
61				バルセロナ	メルボルン		
62	上海 イスラマバード						
63				チューリッヒ			
平成元		グアム					
2				ローマ			
3						イスタンブル	
4				ロッテルダム			
5				ベルリン			
6	大連			ミュンヘン			
7	広州						
8	ハノイ						
9	ホーチミン ジョホール		アグアス・カリエンテス				
10	天津						
16	青島						
17	蘇州	ニュージャージー		ブダペスト			
20	深セン、杭州						
21	シラチャ					ドーハ(復校)	

(注) 1 外務省の資料に基づき当省が作成した。

2 太文字網掛けの日本人学校は、閉校した学校を表す。

図表 1-(1)-⑨ 補習授業校の政府援助開始年表（平成 26 年 3 月現在）

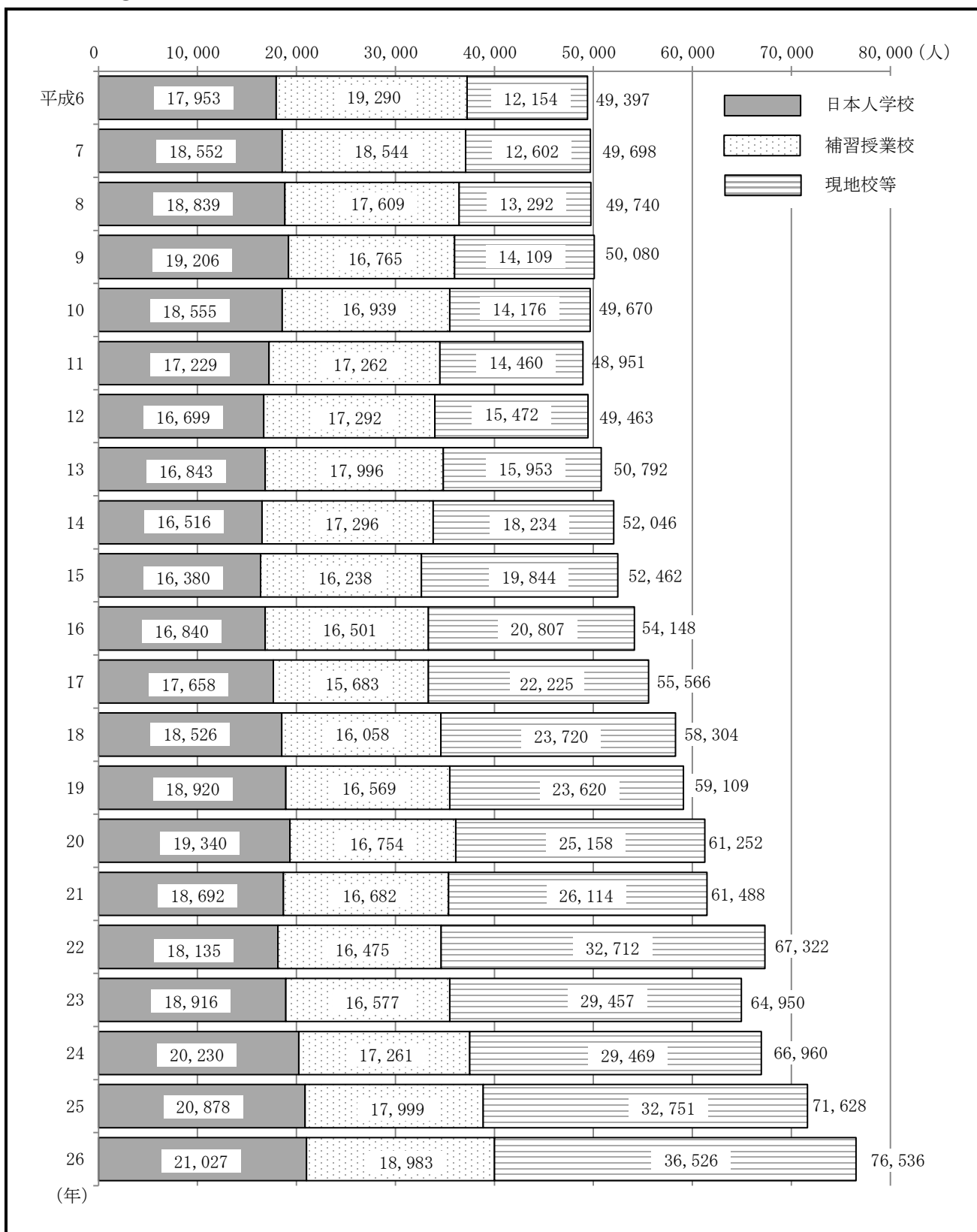
区分	アジア	北米	中南米	欧州	大洋州	中東	アフリカ
昭和 33		ワシントン					
37		ニュー・ヨーク					
39		フィラデルフィア					
40				ロンドン			
41		シカゴ					
42			ラバース				
43		サン・フランシスコ					
44		ロス・アンジェルス					
45		ダラス		ムンヘン ジュネーヴ フランクフルト			
46		シアトル ポートランド		ロッテルダム			
47		グアム ヒューストン モンテリオール			オークランド		ダレサラム
48		デンカレッジ デトロイト ニュー・オルリンズ ヴァンクーヴァー		マドリッド ベルリン オスロ リスボン			アディスアベバ
49		アトランタ ホノルル トロント		ボン			
50	チェンナイ	シンシナティ ボストン	ポルトアレグレ	ローマ チューリッヒ コペンハーゲン ミュンヘン ブラスセル			
51		カルガリー		ストックホルム ブダペスト (→H17 日本人学 校へ)	ブリスベン		
52		セントルイス クリーブランド ピッツバーグ エドモントン		ダブリン		ダマスカス	
53	マカッサル	ポート・オブ・サクラ メント ミネソタ サスカトーン	グアヤキル サルバドル (→H22.4 閉校) テグシガルバ			アンマン	
54	カトマンズ	カンサスシティ プエルトリコ (→H16.3.閉校) サンディエゴ					デュニス トリポリ
55		シャーロット コロンバス(OH) メンフィス プリンストン		ケルン デュッセルドルフ ヘルシンキ マンチェスター ソフィア		ダハラン	アクラ
56		デンバー インディアナ ローリー	グアダハラ	ウエールズ ハンブルグ	ウェリントン		ハルツーム
57	広州 (→H7 日本人学校へ)	アーモスト	クリチバ	アムステルダム マルセイユ スコットランド			
58	セブ	サイパン マイアミ ボカートン (→H11.11.閉校) 中部テネシー		シュトゥットガルト	モントルー (→H3.7 閉校) アデレード ポートモレスビー	オマーン	アビジャン
59	ブルネイ (→H16.3 閉校)	バトルクリーク		デルフォード			カサブランカ
60	ペラ	サウスカロライナ オマハ セントラルペンシル ベニア		レンヌ 北東イングランド		イスタンブル	ハラレ
61		ダズカル (→H16.3 閉校) セントラルケンタッキー ブルーミントン・ノーマル		アルザス			
62		リッチモンド(IN) エリザベスタウン		ポルト サルバドル (→H16.3 閉校)			ムササ (→14.3 閉校)
63		ニュー・ポートニューズ オハイオ西部		ティルブルグ			

区分	アジア	北米	中南米	欧州	大洋州	中東	アフリカ
平成元		リッチモンド(VA) ハンツビル ピーチモンドライアド (→H14.3 閉校) ロチェスター バッファロー エルバ ハートフォード	サントドミンゴ	リヨン			
2	パリ	グリーンビル マンズフィールド (→H3.3.閉校) グレートレイビル グランドラピッズ イーストテネシー		ブレーメン トゥレーヌ	キャンベラ	サナア	
3	スマラン 夫連 (→H6 日本人学校へ)			ルクセンブルグ ダービー			
4		セントラルバレー トリド バトンルージュ ミッドロックス アリゾナ学園 ニュー・ジャージー ロングアイランド (→H11 ニュー・ヨ ークに合併) ウェストチェスター (→H11 ニュー・ヨ ークに合併)		マーストリヒト ヨーテボリ ノールバドゥカレー ヨーグジャ・ハンバーサイド			
5		コロンバス(GA) ミネアポリス		バルセロナ ニュルンベルグ コルマール	ゴールドコースト		
6	シンガポール シン (→H7 日本人学校へ)	オタワ		ミラノ	クイーンズランド (→ブリスベン、ゴ ールドコーストが合併)		
7	ホーチミン (→H9 日本人学校へ)	サウスベント (→H16.3 閉校)	サン・サルバドル (→H23.4.26 閉校)		ゲデンス	クウェイト	
8	天津 (→H11 日本人学校へ)	ラス・ヴェガス ロンドン(CA)	モンテレー	ハーグ・ロッテルダム (→ハーグ、ロッテ ルダムが合併)			
10	チェンマイ	モーゼスレーク			メルボルン		
11	ヴィエンチャン	南インドアナ		ラス・バルセロナ (→H14.3 閉校) コートダジュール	ガンダバリー		
12	ホーチミン 蘇州 (→H17 日本人学校へ)	ウェスト・バージニア オランダ					ラバト
13	深セン ブーケット ブアンミン	マッガレーン		ボルドー	ニュー・カレドニア		
14	シラチャ・パタキ (→H21.3 閉校) 青島 (→H16 日本人学校へ)	オースチン サンアントニオ ロードアイランド		トリノ ベルリン中央	パラオ		
15		バーミンガム ロアノーク ハリファックス	ギト	リヨン・ジェルラン			
16	順天 (→H16.5 閉校)			フィレンツェ グルノーブル ハイデルベルク			
17		ミシシッピ リトルロック					
18	バンガロール 瀋陽 南京 無錫				パース		
19		グロスマン・アカデミー アイオワシティ マディソン		セント エベイユ トゥールーズ			
20	寧波	フットウェイン コロラド		ブタペスト パリ サンクトペテルブルク			
21		ノースミシシッピ (H23.4 再開)		ドレスデン サンジェルマン・アン・レイ			トリポリ
23	珠海			ギエフ ディジョン			
25	香港、台北				シドニー		

(注) 1 外務省の資料に基づき当省が作成した。

2 取消線を付した補習授業校は、日本人学校へ移行、統廃合、生徒数の減少などの理由により閉校したものを表す。太文字網掛けを付した補習授業校は、休校中のものを表す。

図表 1-(1)-⑩ 就学先別の海外子女数の推移（平成 6～26 年）



(注) 1 外務省の「海外在留邦人数調査統計」に基づき当省が作成した。

2 表中の人数は、平成 6 年から 11 年までは各年の 5 月 1 日現在のもので、12 年以降は各年の 4 月 15 日現在のものである。

図表 1-(1)-⑪-ア 就学先別の海外子女数の増減比率（平成 6～26 年）

（単位：人、％）

区 分	日本人学校		補習授業校		現地校等		合計	
	人数	指数	人数	指数	人数	指数	人数	指数
平成 6	17,953	100	19,290	100	12,154	100	49,397	100
7	18,552	103.3	18,544	96.1	12,602	103.7	49,698	100.6
8	18,839	104.9	17,609	91.3	13,292	109.4	49,740	100.7
9	19,206	107.0	16,765	86.9	14,109	116.1	50,080	101.4
10	18,555	103.4	16,939	87.8	14,176	116.6	49,670	100.6
11	17,229	96.0	17,262	89.5	14,460	119.0	48,951	99.1
12	16,699	93.0	17,292	89.6	15,472	127.3	49,463	100.1
13	16,843	93.8	17,996	93.3	15,953	131.3	50,792	102.8
14	16,516	92.0	17,296	89.7	18,234	150.0	52,046	105.4
15	16,380	91.2	16,238	84.2	19,844	163.3	52,462	106.2
16	16,840	93.8	16,501	85.5	20,807	171.2	54,148	109.6
17	17,658	98.4	15,683	81.3	22,225	182.9	55,566	112.5
18	18,526	103.2	16,058	83.2	23,720	195.2	58,304	118.0
19	18,920	105.4	16,569	85.9	23,620	194.3	59,109	119.7
20	19,340	107.7	16,754	86.9	25,158	207.0	61,252	124.0
21	18,692	104.1	16,682	86.5	26,114	214.9	61,488	124.5
22	18,135	101.0	16,475	85.4	32,712	269.1	67,322	136.3
23	18,916	105.4	16,577	85.9	29,457	242.4	64,950	131.5
24	20,230	112.7	17,261	89.5	29,469	242.5	66,960	135.6
25	20,878	116.3	17,999	93.3	32,751	269.5	71,628	145.0
26	21,027	117.1	18,983	98.4	36,526	300.5	76,536	154.9

(注) 1 外務省の「海外在留邦人数調査統計」に基づき当省が作成した。

2 表中の人数は、平成 6 年から 11 年までは各年の 5 月 1 日現在のもので、12 年以降は各年の 4 月 15 日現在のものである。

3 「指数」欄の数は、平成 6 年の海外子女数を 100 とした場合の指数である。

図表 1-(1)-⑪-イ アジア地域における就学先別の海外子女数の増減比率（平成 6～26 年）

(単位：人、％)

区 分	日本人学校		補習授業校		現地校等		合計	
	人数	指数	人数	指数	人数	指数	人数	指数
平成 6	11,018	100	173	100	1,404	100	12,595	100
7	12,005	109.0	219	126.6	1,627	115.9	13,851	110.0
8	12,585	114.2	269	155.5	2,169	154.5	15,023	119.3
9	13,041	118.4	267	154.3	2,617	186.4	15,925	126.4
10	12,633	114.7	324	187.3	2,507	178.6	15,464	122.8
11	11,526	104.6	379	219.1	2,461	175.3	14,366	114.1
12	11,181	101.5	436	252.0	3,373	240.2	14,990	119.0
13	11,474	104.1	503	290.8	2,801	199.5	14,778	117.3
14	11,536	104.7	625	361.3	3,115	221.9	15,276	121.3
15	11,579	105.1	655	378.6	3,950	281.3	16,184	128.5
16	12,228	111.0	750	433.5	4,003	285.1	16,981	134.8
17	12,988	117.9	803	464.2	6,322	450.3	20,113	159.7
18	13,864	125.8	910	526.0	7,180	511.4	21,954	174.3
19	14,277	129.6	952	550.3	7,572	539.3	22,801	181.0
20	14,602	132.5	979	565.9	8,246	587.3	23,827	189.2
21	13,990	127.0	922	532.9	8,410	599.0	23,322	185.2
22	13,764	124.9	905	523.1	10,957	780.4	25,626	203.5
23	14,694	133.4	914	528.3	10,890	775.6	26,498	210.4
24	15,952	144.8	988	571.1	10,538	750.6	27,478	218.2
25	16,710	151.7	1,299	750.9	9,577	682.1	27,586	219.0
26	16,733	151.9	1,487	859.5	14,016	998.3	32,236	255.9

(注) 1 外務省の「海外在留邦人数調査統計」に基づき当省が作成した。

2 表中の人数は、平成 6 年から 11 年までは各年の 5 月 1 日現在のもので、12 年以降は各年の 4 月 15 日現在のものである。

3 「指数」欄の数は、平成 6 年の海外子女数を 100 とした場合の指数である。

図表 1-(1)-⑪-ウ 北米地域における就学先別の海外子女数の増減比率（平成 6～26 年）

（単位：人、％）

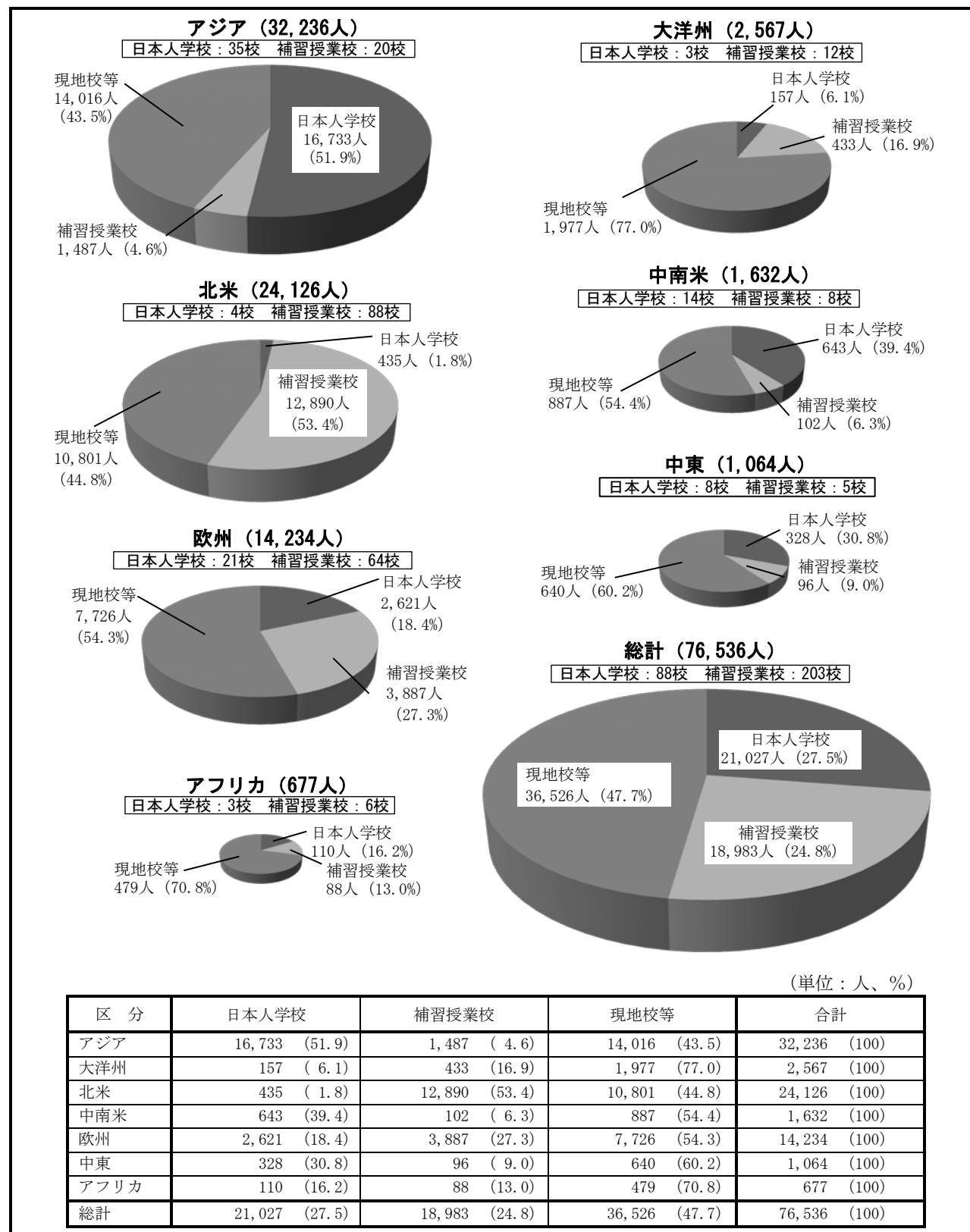
区 分	日本人学校		補習授業校		現地校等		合計	
	人数	指数	人数	指数	人数	指数	人数	指数
平成 6	732	100	14,472	100	4,458	100	19,662	100
7	672	91.8	14,042	97.0	4,513	101.2	19,227	97.8
8	739	101.0	13,179	91.1	4,679	105.0	18,597	94.6
9	759	103.7	12,277	84.8	5,198	116.6	18,234	92.7
10	705	96.3	12,228	84.5	4,968	111.4	17,901	91.0
11	708	96.7	12,541	86.7	5,090	114.2	18,339	93.3
12	632	86.3	12,462	86.1	5,160	115.7	18,254	92.8
13	606	82.8	13,040	90.1	6,020	135.0	19,666	100.0
14	544	74.3	12,635	87.3	7,343	164.7	20,522	104.4
15	502	68.6	11,908	82.3	8,438	189.3	20,848	106.0
16	476	65.0	11,881	82.1	8,302	186.2	20,659	105.1
17	500	68.3	11,155	77.1	6,790	152.3	18,445	93.8
18	462	63.1	11,492	79.4	8,264	185.4	20,218	102.8
19	458	62.6	11,716	81.0	7,269	163.1	19,443	98.9
20	477	65.2	11,779	81.4	8,789	197.2	21,045	107.0
21	469	64.1	11,505	79.5	9,519	213.5	21,493	109.3
22	402	54.9	11,265	77.8	11,255	252.5	22,922	116.6
23	387	52.9	11,317	78.2	9,576	214.8	21,280	108.2
24	411	56.1	11,880	82.1	9,432	211.6	21,723	110.5
25	413	56.4	12,225	84.5	12,902	289.4	25,540	129.9
26	435	59.4	12,890	89.1	10,801	242.3	24,126	122.7

(注) 1 外務省の「海外在留邦人数調査統計」に基づき当省が作成した。

2 表中の人数は、平成 6 年から 11 年までは各年の 5 月 1 日現在のもので、12 年以降は各年の 4 月 15 日現在のものである。

3 「指数」欄の数は、平成 6 年の海外子女数を 100 とした場合の指数である。

図表 1－(1)－⑫ 各地域における就学先別の海外子女数（平成 26 年 4 月 15 日現在）



(注) 1 外務省の資料に基づき当省が作成した。

2 図表中の割合は、各地域の帰国子女数の合計に占める割合である。また、小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

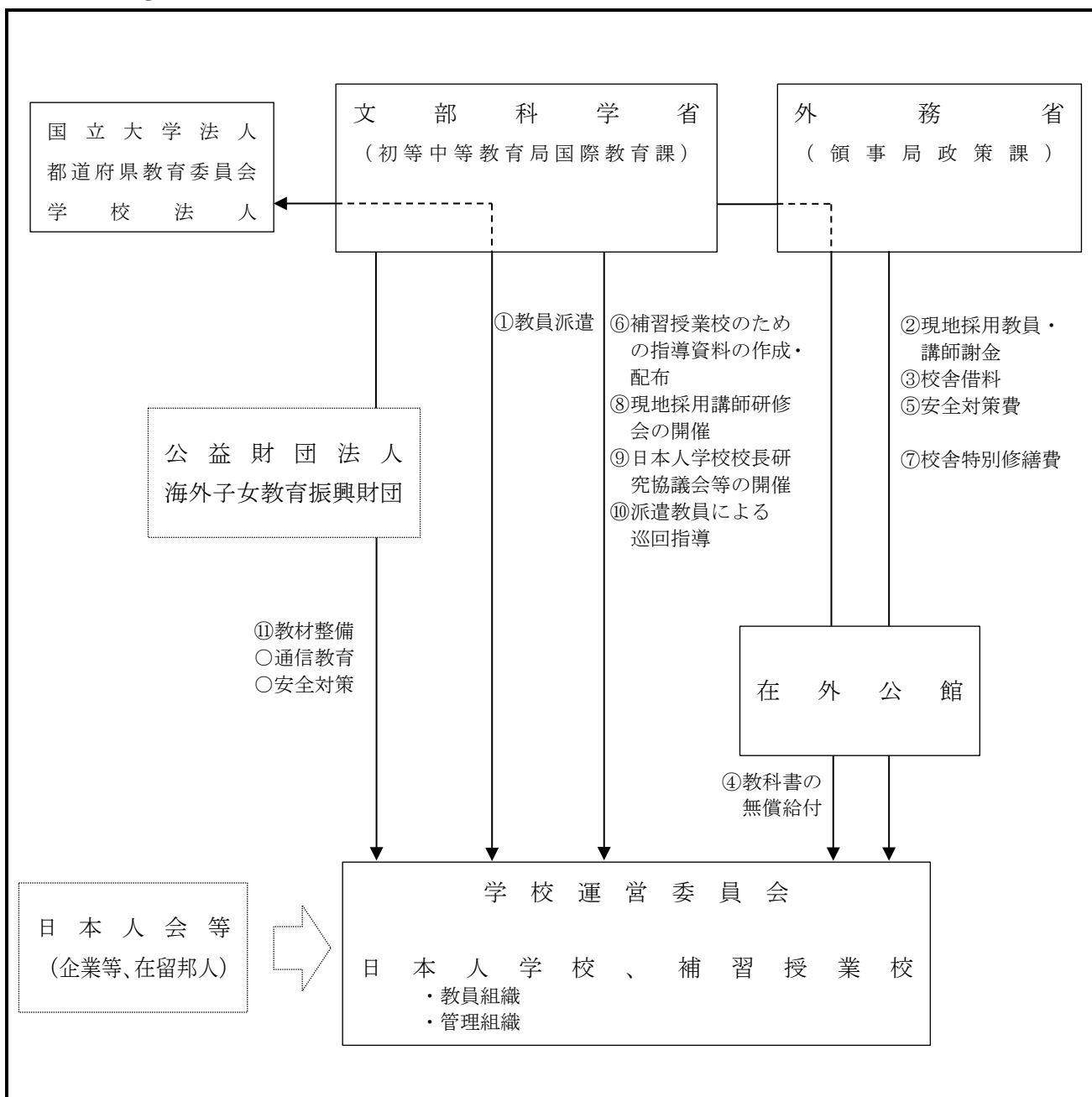
図表 1- (1)-⑬ 文部科学省及び外務省による在外教育施設等への主な援助の内容（平成 26 年度）

日本人学校		補習授業校	準全日制補習授業校	私立在外教育施設
①教員の派遣 （文科省）義務教育諸学校の教員等の中から国において選考した者を文部科学大臣が委嘱し、原則 2 年間（最長 4 年間）派遣				私立在外教育施設 教員派遣事業補助 （文科省） 私立在外教育施設への 教員派遣に対する補助
【日本人学校】 国内公立学校の教員定数基準に準じて算出した定員の約 8 割を予算の範囲内で派遣		【補習授業校】 学校規模に応じ、予算の範囲内で以下のとおり教員を派遣 児童生徒 100 人以上 → 教員 1 人 児童生徒 400 人以上 → 教員 2 人（以降、児童生徒 400 人ごとに 1 人）	【準全日制補習授業校】 予算の範囲内で教員 1 人を派遣	
②現地採用教員・講師謝金 （外務省）予算の範囲内で現地採用教員・講師の給与の一部について一定割合の援助率を乗じて援助				
【日本人学校（教員）】 文部科学省が算出した教員定数の 1 割を援助対象教員定数とし、当該教員の基本給与月額に基本援助率（45％）を乗じて算出した金額を援助（教員 1 人当たりの児童生徒数が少ない学校に対しては、0～45％までの加算率を設定）		【補習授業校、準全日制補習授業校（教員）】 文部科学省が児童生徒数により算出した必要学級数と同数を援助対象講師数とし、当該講師の基本給与月額に基本援助率（45％）を乗じて算出した金額を援助（教員 1 人当たりの児童生徒数が少ない学校に対しては、0～45％までの加算率を設定）		
③校舎借料 （外務省）日本人学校、補習授業校の校舎借料等を援助				
【日本人学校】 建設・購入の場合：校舎建設等経費の約 2 分の 1（プールは 3 分の 1）以内を 5～25 年の分割払いで援助 借上げの場合：予算の範囲内で校舎借料の 55％を限度として援助		【補習授業校、準全日制補習授業校】 予算の範囲内で借料の 50％を限度として援助		
④義務教育教科書の無償給与 （文科省）海外子女に対し、在外公館を通じて、国内で採択されている義務教育教科書を給与				
⑤安全対策費 （外務省） 警備謝金、警報機器等維持管理費の一部を援助			⑥補習授業校のための指導資料の作成・配布 （文科省） 補習授業校の教育形態や実情に即した指導計画や指導案等をまとめた資料を作成・配布	
⑦校舎特別修繕費 （外務省） ③の援助を受けていない日本人学校に対し、1,000 万円を上限として学校の存続、児童生徒の健康・安全に影響を与えるような校舎建物等の故障を速やかに修繕する援助			⑧現地採用講師研修会の開催 （文科省、外務省） 派遣教員のいない補習授業校に所属する現地採用講師を対象に研修会を開催	
⑨日本人学校校長研究協議会等の開催 （文科省、外務省） 日本人学校の円滑な学校運営等を推進するため、東アジア・大洋州地区等の計 4 地区において、諸課題について検討する場を設定（このうち 1 地区は文科省及び外務省が共催。その他は自主開催）			⑩派遣教員による巡回指導 （文科省） 派遣教員のいない補習授業校等に所属する現地採用講師を対象に研修等を実施	
⑪教材整備 （文科省）日本人学校等の教育指導の充実に資するため、公益財団法人海外子女教育振興財団による国内の小・中学校に準じた一般教材等の計画的整備に対し、補助を実施				

（注）1 文部科学省及び外務省の資料に基づき当省が作成した。

2 上記のほか、文部科学省では、海外子女教育振興財団が実施している現地校等のみに在籍している海外子女を対象とした小学校課程及び中学校課程の通信教育事業に対し、補助を実施している。

図表 1-(1)-⑭ 日本人学校及び補習授業校への援助に係る外務省・文部科学省等との関係図



(注) 1 外務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 上記の援助のうち、⑤、⑦及び⑨は日本人学校のみを対象としたもの、⑥、⑧及び⑩は補習授業校のみを対象としたものである。

3 上記の援助のうち、⑧は外務省及び文部科学省並びに各開催地区幹事校の共催、⑨は東アジア・大洋州地区等4地区のうち、1地区は外務省及び文部科学省並びに地区幹事校運営委員会が共催し、その他の地区は自主開催である。

図表 1-(1)-⑮ 海外子女教育に係る外務省及び文部科学省の平成 26 年度予算額

(単位：百万円、%)

区分	外務省		文部科学省		合計	割合
	内訳等	予算額	内訳等	予算額		
総額	—	2, 528	—	17, 127	19, 655	100
施設整備	計	1, 186	—	—	1, 186	6. 0
	日本人学校校舎借料	(904)				
	補習授業校校舎借料	(252)				
	日本人学校校舎特別修繕費等	(30)				
教員の確保、 資質向上等	計	1, 095	計	16, 719	17, 814	90. 6
	現地採用教員謝金（日本人学校）	(310)	海外子女教育推進体制の整備（注 2）	(5)	(9, 793)	
	現地採用講師謝金（補習授業校）	(705)	在外教育施設派遣教員事業（注 3）	(9, 793)		
	養護担当現地採用教員謝金（日本人学校）	(70)	在外教育施設派遣教員経費の委託（注 4）	(6, 878)		
	補習授業校現地採用講師研修会	(10)	在外教育施設派遣教員選考・研修等	(43)		
教科書	—	—	購入・給与	300	300	1. 5
安全対策	日本人学校安全対策費	245	—	—	245	1. 2
財団への補助	—	—	計	78	78	0. 4
			教材整備事業補助	(66)		
			通信教育事業補助	(12)		
その他	—	2	—	30	32	0. 2

(注) 1 外務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。
2 「海外子女教育推進体制の整備」の内容は、①文部科学省の海外子女教育担当官を在外教育施設に派遣して実状の把握及び指導・助言、②在外教育施設の安全対策や指導に精通した教育関係者に協力を依頼して指導資料を作成・配布、③国内の学校が行っている教育と同等の教育を行うことを目的とする在外教育施設に対する認定のための調査や認定後の状況把握（現地調査）である。
3 「在外教育施設派遣教員事業」の内容は、在外教育施設派遣教員等に対し、赴任・帰国旅費、在外教育施設において勤務するために必要な衣食住等に充当する在勤手当等を支給するものである。
4 「在外教育施設派遣教員経費の委託」の内容は、在外教育施設における教員の確保に係る経費を、都道府県等に対し委託費として交付するものである。
5 表中の割合は、小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

(2) 在外教育施設の設立・運営の推進

勧告	説明図表番号
【制度の概要】 近年、日系企業のアジアなどへの急速な海外進出を背景に、在留邦人の数が増加しており、これに伴い、海外子女も平成 17 年の 5 万 5,566 人から 26 年では 7 万 6,536 人と約 1.4 倍に増加している。このような中、一般社団法人日本在外企業協会が平成 25 年 7 月に同協会の会員企業に対して実施した「海外・帰国子女教育に関するアンケート」の結果によると、日本人学校に関する問題点として「赴任地に学校がない」との回答が 65%（有効回答 136 社）と最も多く、補習授業校に関する問題点として「学校数が少ない」との回答が 30%（有効回答 129 社）と 2 番目に多くなっており、在外教育施設のニーズが高い状況となっている。 日本人学校及び補習授業校の設立・運営に関しては、政府としてあらかじめ整備方針や予算方針などを定めて推進しているものではなく、所在地における日本人会等の在留邦人社会からの自発的な要請に基づいて、文部科学省が日本人学校としての認定を行うとともに、文部科学省及び外務省が日本人学校及び補習授業校に対して各種の政府援助を行っている。日本人学校としての認定については、文部科学省が、「在外教育施設の認定等に関する規程」（平成 3 年 11 月 14 日 文部省告示第 114 号。以下「認定規程」という。）及び「在外教育施設の認定基準、運営基準及び認定の手続等について」（平成 3 年 11 月 14 日 教育助成局長裁定。以下「手続規程」という。）に基づいて、日本国内の小・中・高等学校の教育課程と同等の課程を有する旨の認定をしており、日本人学校の修了者には学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）及び学校教育法施行規則（昭和 22 年 文部省令第 11 号）により日本国内の高等学校・大学の入学資格が認められている。また、日本人学校及び補習授業校に対する政府援助については、義務教育への支援として、両省が予算の範囲内で実施している。 なお、平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間に新設された 6 日本人学校中 5 施設が、補習授業校からの格上げ化又は分校化となっており（廃校した後に復校したドーハ日本人学校は除く。）、まず補習授業校として政府援助の承認を得た後に日本人学校としての認定を得るものがほとんどとなっている。 【調査結果】 今回、日本人学校の設立・運営の前身となっていることが多い補習授業校に対する政府援助の実施状況を調査した結果、次のとおり、新規の援助要請が増加している一方で、新規の承認は減少しているなどの状況がみられた。	図表 1-(2)-① 図表 1-(2)-② 図表 1-(1)-⑧、⑨ (再掲)

補習授業校への主な政府援助は、外務省が限られた予算の範囲内で外貨建てにより行っていることから、近年の円安の中で援助水準を維持することは困難な状況となっている。補習授業校に対する政府援助の契約は1年間であり自動更新されるものではないが、外務省によれば、たとえ援助開始後に援助要件を満たさなくなったとしても、援助打切りに係る定めもない中で既存の補習授業校への継続的な援助を優先しており、新規の援助要請があった補習授業校に対しては援助開始を見送らざるを得ない場合も出てきているとしている。当省が平成17年度から26年度までの10年間の状況を調査した結果、当該10年間で29施設において新たに政府援助が承認されているが、22年度、24年度及び26年度においては、新たに承認されたものはない。また、政府援助の承認率をみると、平成19年度から22年度までの4年間では、補習授業校としての政府援助を新規に要請した29施設中18施設（62.1%）が承認されているが、23年度から26年度までの4年間では43施設中6施設（14.0%）にとどまっている。海外子女数の増加を背景に新規援助の要請数も増えているが、前述のとおり補習授業校の整備方針や予算方針などがない中で、予算の制約から承認数は減少している状況となっている。	図表 1-(2)-③
他方、平成26年度に補習授業校としての政府援助を新規に要請した15施設については、全て非承認となっているが、当該15施設のうち当省の調査に対して回答があった14施設の中には、補習授業校向けの研修への参加や政府ホームページにおける施設の紹介など、予算を伴わない政府からの援助を求めるものが6施設みられた。なお、海外子女教育に対する予算を伴わない政府からの援助に関連して、諸外国政府における状況をみると、ドイツでは、一定の基準を満たした在外ドイツ人学校に対して、優良在外ドイツ人学校としての品質証明マークを与えることで入学者増加につながる間接的な援助を行っているなどの例がみられた。	図表 1-(2)-④ 図表 1-(2)-⑤
【所見】 したがって、外務省及び文部科学省は、日系企業の海外進出を背景に在外教育施設のニーズが高いことを踏まえて、可能な限り多くの海外子女に在外教育施設で学ぶ機会が与えられるよう、次の措置を講ずる必要がある。 ① 補習授業校としての政府援助要件を満たしているにもかかわらず非承認となっている施設などの解消に向けた方針を策定すること。 (外務省) ② 政府援助要件を満たしているにもかかわらず非承認となっている施設などへの予算を伴わない援助に関する意見・要望を把握・分析の上、必要となる援助を実施すること。 (外務省、文部科学省)	図表 1-(2)-⑥

図表 1-(2)-① 日本人学校の認定等に関する法令等

○ 「在外教育施設の認定等に関する規程」(平成 3 年 11 月 14 日文部省告示第 114 号) <抜粋>
(認定)

第 1 条 文部科学大臣は、在外教育施設の設置者 (在外教育施設を設置しようとする者を含む。以下同じ。) の申請に基づき、当該在外教育施設が小学校、中学校又は高等学校 (以下「小学校等」という。) の課程と同等の課程を有する旨の認定を行うことができる。

○ 「在外教育施設の認定基準、運営基準及び認定の手続等について」(平成 3 年 11 月 14 日教育助成局長裁定) <抜粋>

I 認定基準

第 1 目的

平成 3 年 11 月 14 日文部省告示第 114 号「在外教育施設の認定等に関する規程」(以下、認定規程という。) 第 1 条の認定を受けようとする在外教育施設 (以下「申請施設」という。) は、海外に在留する邦人の子女のために小学校、中学校又は高等学校と同等の内容の教育を行うことを主たる目的とする旨、学校に明記しなければならないこと。

第 2～第 7 (略)

○ 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号) <抜粋>

第 57 条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

第 90 条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

○ 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号) <抜粋>

第 95 条 学校教育法第五十七条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者

二 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

三～五 (略)

第 150 条 学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当
該課程を修了した者

三～七 (略)

(注) 下線は当省が付した。

図表 1-(2)-② 日本人学校及び補習授業校に対する政府援助の主な要件

○ 「我が国の海外子女教育」（平成 26 年 6 月 外務省領事局政策課）＜抜粋＞

第 3 我が国の教育施設

(1) 日本人学校

ウ 設立及び政府援助を要請するための主な要件

(ア) 設立について在留邦人社会の総意が得られていること。

(イ) 在籍児童生徒数（永住者、外国籍のみ保持者を除く）が概ね 30 人以上で今後も増加が見込まれる。

(ウ) 運営主体や児童生徒が一企業だけの構成でなく、公共性が保たれる。

(エ) 学校の安定的運営及び財務面での健全性の確立が見込まれる。

(2) 補習授業校

ウ 政府援助を要請するための主な要件

(ア) 在留邦人社会の総意により、既に設立されている。

(イ) 在籍児童生徒（永住者、外国籍のみ保持者を除く）が 5 人以上で今後も増加が見込まれる。

(ウ) 運営主体や児童生徒が一企業だけの構成でなく、公共性が保たれる。

(エ) 国語を中心とした年間授業日数がおおむね 35 日以上あり、授業実施に必要な講師が確保されていること。

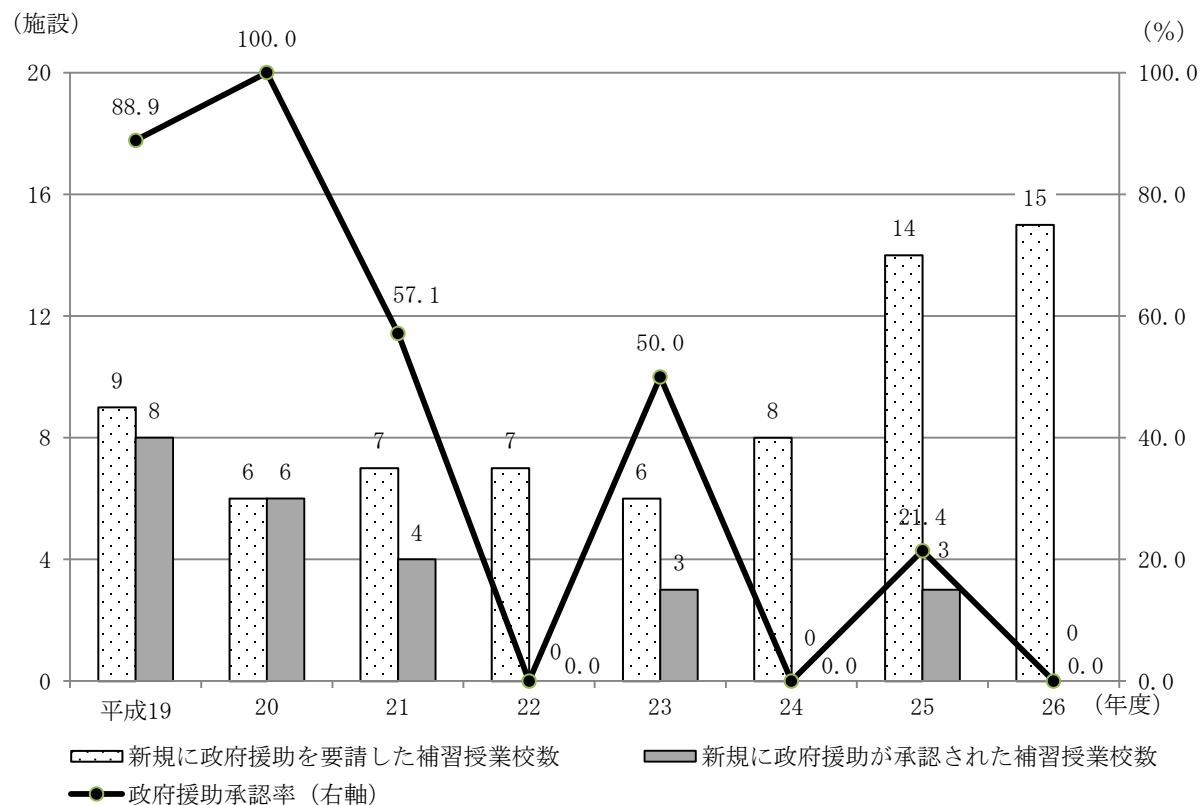
(オ) 運営規則、学則などの規則が整備されていること。

(カ) 政府援助を要請する年度の 4 月 15 日時点で授業を行っていること。

(注) 「我が国の海外子女教育」は外務省領事局政策課が海外子女教育に関する現状等を取りまとめたものである。

図表 1-(2)-③ 新規政府援助の承認状況等の推移

区 分		平成 17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
新規に政府援助を要請した補習授業校数		—	—	9	6	7	7	6	8	14	15
新規に政府援助が承認された補習授業校数		2	3	8	6	4	0	3	0	3	0
政府援助承認率		—	—	88.9%	100.0%	57.1%	0.0%	50.0%	0.0%	21.4%	0.0%
政府援助額 (百万円)	校舎借料	186	194	229	242	218	229	251	208	208	252
	現地採用講師謝金	541	557	605	612	467	502	654	558	625	705
	計	727	751	834	854	685	731	905	766	833	957
政府援助の 算定法	校舎借料	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
	現地採用講師謝金	定額 \$ 296	定額 \$ 295	定額 \$ 300	定額 \$ 314	35%	45%	45%～ 100%	45%～ 95%	45%～ 95%	45%～ 95%
対ドル為替相場 (円)		110.2	116.3	117.8	103.3	93.5	87.8	79.8	79.8	97.6	105.8



- (注) 1 外務省の資料に基づき当省が作成した。
 2 平成 17 年度及び 18 年度の新規に政府援助を要請した補習授業校数は不明である。
 3 対ドル為替相場は、各年における各月の月中相場の平均である。

図表 1-(2)-④ 補習授業校としての新規政府援助要請が非承認となった施設（平成 26 年度）
（単位：人）

No.	所在地域	児童生徒数
1	アジア	6
2	アジア	33
3	アジア	10
4	アジア	7
5	大洋州	—
6	北米	13
7	北米	35
8	北米	14
9	北米	73
10	中南米	23
11	欧州	31
12	欧州	9
13	欧州	14
14	欧州	12
15	アフリカ	14

- （注） 1 当省の調査結果による。
 2 児童生徒数は平成 25 年 4 月 15 日現在のものである。
 3 No. 5 の児童生徒数は不明である。

図表 1-(2)-⑤ 政府援助が非承認となった施設における予算を伴わない援助に係る意見・要望

所在地域	予算を伴わない援助に係る意見・要望
アジア	政府ホームページでの施設紹介、文部科学省が作成する補習授業校向け指導資料の文部科学省ホームページへの掲載、現地採用講師研修会への参加の承認、近隣在外教育施設から指導・助言を得られる施設としての承認を要望する。
北米	教師研修などの費用は本校で負担するという条件で参加しているが、開催校と直接交渉している状況である。予算が付かなくても、せめて申請基準を満たしていれば、研修等のサポートをしていただきたい。
中南米	- 政府援助が認められていれば文部科学省のホームページに補習授業校として校名が掲載されるが、本校は認められていないためオフィシャルな場に出ることはなく、駐在者に対して情報提供不足となっているおそれがある。 - 本校の運営委員会構成員が勤務している企業は、公益財団法人海外子女教育振興財団の会員企業でもあるが、政府援助が認められていなければ当該財団が実施している専任講師の募集や教材補助等の支援が受けられない。 - 政府援助が認められていなくても、政府援助要請の要件を満たしていれば補習授業校として認めてもらえるなど、政府援助が認められるまで何段階かのステップがあってもよいのではないかと考える。
欧州	政府ホームページでの施設紹介、文部科学省が作成する補習授業校向け指導資料の文部科学省ホームページへの掲載の承認を要望する。
欧州	- 新規の入学問合せは、主に人づてによって本校を知った方からであり、政府ホームページで紹介していただければありがたい。 - 授業内容を更に充実させるためにも、指導資料があるのであれば、文部科学省ホームページへの掲載や、メールでのリンク先の通知等、容易に手に入る形にいただけるとありがたい。 - 現地採用講師研修会への参加を是非承認していただきたい。講師は必ずしも教員経験者を採用できるわけではなく、経験者の講師が辞めなければならなくなった場合など、質の高い授業を継続して行うために不安を抱えている。少なくとも研修会に参加できれば、経験の少ない者が講師となった場合に授業の質を向上させることができると思われる。 - 近隣在外教育施設から指導・助言を得られる施設として是非承認していただきたい。授業の時間割や構成、漢字の学習方法など常に模索しており、派遣教員からの指導や助言が得られる環境にあれば、子供たちにとってより効果的な方法で指導が進められると期待している。 - 予算措置を伴わない支援に関してまで蚊帳の外に置かれている状況は、他の政府援助認定校と同様に日本語の習得に励む子供たちにとっても非常に残念である。海外子女教育の充実という面から、政府援助認定校であるかにかかわらず、できる限りの支援を、特に予算措置を伴わないものに関しては実現が容易であると推察されるため、早期実施を切望する。
アフリカ	- 当地に赴任予定の父兄に本校の施設紹介や入学・編入時に必要な物品のお知らせ等を政府ホームページに掲載することで、着任時の受入れの負担軽減が可能となる。 - 父兄のボランティアが補習授業校生徒への授業を行っている。講師としての指導者経験がない者が大半であり、授業の進捗、指導レベルの均一化を図る必要がある。指導資料を提供いただくことで指導方法のレベル感を一定に保つことが可能となる。

(注) 当局の調査結果による。

図表 1- (2) -⑥ 「諸外国の海外子女・帰国子女教育に関する調査研究」の概要

区分	ドイツ	フランス	米国
① 在外教育施設 設の概要	- ドイツの対外文化普及・教育政策等の一環として、在外ドイツ人学校振興法 (Gesetz über die Förderung deutscher Auslandschulen) に基づき、KMK (各州の教育長が集まる常設会議) が認定した 71 か国・地域の 140 在外ドイツ人学校に対し、連邦行政庁の下部組織である在外学校センター (Zentralstelle für das Auslandsschulwesen、以下「ZfA」という。) が外務省の委託を受けて各種支援を実施 - 在外ドイツ人学校は民間団体が運営する私立学校の形態をとっており、ドイツ政府として設立促進の方針・計画があるわけではない。 - 在外ドイツ人学校には、高校に相当する中等教育Ⅱも併設されており、児童生徒数は 77,387 人 (ドイツ人約 3 割、外国人約 7 割)。在学児童生徒数の約 48% が中南米地域、約 23% が欧州地域にある学校に在籍	- フランスの対外文化普及・教育政策等の一環として、海外のフランスの教育施設の創設に関する法 (Création de l'Agence pour l'enseignement français à l'étranger) に基づき、国民教育・高等教育・研究省が認定した 135 か国・地域の 494 在外フランス教育施設に対し、外務・国際開発省の監督下にあるフランス海外教育機構 (Agence pour l'enseignement français à l'étranger、以下「AEFE」という。) が各種支援を実施 494 校のうち、AEFE の直営校が 74 校、民間団体が運営し政府からの補助金を受ける協定校が 156 校、民間団体が運営し政府からの補助金以外の支援を受けるパートナー校が 264 校となっている。 - 在外フランス教育施設には、高校に相当する高等教育も併設されており、児童生徒数は約 33 万人 (フランス人約 4 割、外国人約 6 割)。児童生徒数の 33.6% がアメリカ、28.6% がアジア、21.2% がヨーロッパ、16.6% がアメリカにある学校に在籍	- 教育・文化交流による他国民との相互理解などの一環として、相互教育及び文化交流法 (Mutual Education and Cultural Exchange Act of 1961) に基づき、国務省が認定した 136 か国・地域の 195 在外米国入学校などに対し、国務省の海外学校部 (Office of Overseas Schools) 及び海外学校諮問委員会 (Overseas School Advisory Council) が各種支援を実施 - 在外米国入学校は民間団体が運営する私立学校の形態をとっており、米国政府として設立促進の方針・計画があるわけではない。 195 在外米国入学校の児童生徒数は 134,867 人 (米国人約 3 割、外国人約 7 割)。児童生徒数の 27.6% が欧州、22.1% が東アジアにある学校に在籍
② 在外教育施設への支援 設への支援 の状況	【支援根拠】 - 在外ドイツ人学校振興法 【支援条件】 - ドイツの中等卒業資格等を年平均 12 以上出すこと、ドイツの価値観をもつこと、非営利運営であることなど - 卒業資格数、学級数及び授業時間から財政支援の額を決定。助成期間は最大 36 か月間で更新も可能 【支援内容】 - 平成 26 年における在外ドイツ人学校等への財政支援は約 2 億 2,500 万ユーロで、そのうち教員負担経費は約 1 億 2,800 万ユーロ。必要な教員数は ZfA があつせんし、在外ドイツ人学校は人件費を負担しない。 - 平成 23 年からの在外ドイツ人学校の品質改善・品質保証を行う BLI (連邦と州の共同視察。ZfA が視察団を編成) で高評価を得た施設に対して、ドイツ大統領が署名した品質証明マークである「優良在外ドイツ人学校」を付与し、外務省ホームページで公開 - その他、学校運営費補助、新築・増改築補助、通信教育、教材開発など	【支援根拠】 - 海外のフランスの教育施設の創設に関する法 【支援条件】 - 最低 1 年の活動経歴があること、国民教育・高等教育・研究省が定めた教育プログラムと教育内容が一致すること、フランス人生徒が在籍すること、国民教育・高等教育・研究省の資格を持つ教員が在籍していることなど 【支援内容】 - 平成 26 年においては、学校内での活動として 4 億 950 万ユーロ (主に人件費)、給与型の学費支援として 1 億 650 万ユーロを補助 - その他、現地教育施設への相談・アドバイス、研修・セミナー開催など	【支援根拠】 - The Foreign Service Act of 1980、The Foreign Assistance Act of 1961、相互教育及び文化交流法、外務マニユアル 2FAM600 Overseas Schools Program 【支援条件】 - 原則、一つの区域内でアメリカ連邦政府が支援をする学校は一つと決まっている。 - ただし、例外として以下のケースでは、複数の学校を支援することができるとされている。 i) 連邦政府の業務に従事している職員の子女の大多数が連邦政府の支援を受けていない学校に通学していることが明らかな場合 ii) 支援校があるが、その学校に大使の権限下において連邦政府の業務に従事している職員、子女を受け入れる余裕がない場合 iii) その区域で米国政府の最善の利益のために支援が求められている場合 【支援内容】 - 非営利団体を通じた補助と連邦政府の各種プロジェクトベースでの施設への個別補助がある。国務省の海外学校部の年間予算は約 600 万ドル。非営利団体を通じた補助の使途は当該団体に任せており、教材・備品購入や教員研修などに用いられている。連邦政府のプロジェクトベースによる個別補助の主な使途は施設整備

区分	ドイツ	フランス	米国
③ 在外教育施設 の教員の 状況	- 在外教育施設に派遣している教員は7,891人で、海外勤務教員 (Auslandsdienstlehrkräfte、以下「ADLK」という。) が1,142人、連邦プログラム教員 (Bundesprogrammlehrkraft、以下「BPLK」という。) が158人、州プログラム教員 (Landesprogrammlehrkräfte、以下「LPLK」という。) が34人、現地採用教員 (Ortslehrkräfte、以下「OLK」という。) が6,557人 - 在外ドイツ人学校はADLK、BPLK、LPLKの給与は負担しなくともよい(ADLK及びBPLKの給与は連邦政府が、LPLKの給与は各州が負担)。 - 卒業資格の認定のためには一定のADLK数が必要。ADLK及びLPLKは国内常勤教員であることが必要だが、BPLKは教員資格を取得していれば教員未経験者でもよい。 - ADLKは、2年間ドイツ国内で教員経験のある61歳未満の者が対象。期間は3年間で最大6年間まで可能 - 在外ドイツ人学校は、ドイツ国内の教育課程を基本としつつ、所在国の教育課程、国際バカロレア等それ以外の教育課程によりカリキュラム編成(140校中27校が国際バカロレアを採用。ただし、在外ドイツ人学校新興法の助成対象はドイツ国内の教育課程に係る部分のみ) - ドイツ国内の教育課程は州ごとに異なるため、各州知事間で協定を締結するなどして、その統一化を図っている。 - 在外ドイツ人学校では、義務教育に相当する中等教育I等の卒業資格等が得られる。	AEFEから教員5,172人と行政職員1,132人を派遣	政府として米国の教員を派遣する制度はないが、国務省のホームページ上で民間の教員あっせん業者を紹介している。教師としてあっせんされるには、ほとんどの場合、英語圏の国の教員免許が必要。195在外米国人学校の教員数は17,645人で、うち米国籍保有者は42.5%
④ 在外教育施設 の教育課 程の状況		- 在外教育施設においても、原則として本国と同じカリキュラムとなっている。 - 初等教育は「2008年6月11日の条例」がカリキュラムを定めている。 - 中等教育以上については、教科ごとに条例によりカリキュラムの編成が定められている。	- カリキュラムは米国に準ずるとする施設が大半を占める。また、国際バカロレア認定等を受けている施設も多い。 - ただし、米国内では、合衆国憲法修正第10条により、連邦政府が学校制度に関する方針等について指導・監督することは禁止されており、教育政策は州政府が独自に実施している。このため、在外米国人学校における統一的な教育課程はない。
⑤ その他	- ZfA が中心となって平成22年にシンガポールとタイの在外ドイツ人学校2校間でICTを活用した遠隔授業の実証実験を実施。全体的に肯定的な評価であったが、本格的な導入には至っていない。 - 近くに在外ドイツ人学校もインターナショナルスクールもない地域に在住しているドイツ人女子向けに、公益法人 Deutsche Fernschule e. V. 等が通信教育を実施している。 - 在外教育施設の卒業資格があれば国内の学校へ編入・入学が可能。ZfA が在外教育施設の卒業資格に関する情報提供を行っている。	- 教育教典に基づき、AEFEが認定した在外フランス人学校に通学するフランス人女子向けに給与型の学費支援を実施。毎年1億ユーロ強の予算が編成され、在外フランス人女子の約2割が受給 - 在外学校からの編入は国内の編入手続と同等に扱われている。また、国際バカロレアの資格が取得できれば、国内学校の入学が可能 - 帰国子女に限定したフランス語支援は特に実施していない。	

(注) 当省が実施した「諸外国の海外子女・帰国子女教育に関する調査研究報告書」(平成27年3月。株式会社日本能率協会研究所に委託)に基づき作成した。

(3) 日本人学校における国内水準の教育及び海外環境を活用した教育の推進

勧告	説明図表番号
【制度の概要】 (教育方針の提示) 文部科学省は、我が国の主権の及ばない海外においても日本人の子供が日本国民にふさわしい教育を受けやすくするために、日本国憲法第26条に規定する教育の機会均等及び義務教育無償の精神に沿って、義務教育段階にある海外子女に対する各種の援助を実施しており、その一環として、認定規程及び手続規程に基づき、日本人学校として日本国内の小・中学校の教育課程と同等の課程を有する旨の認定を行っている。また、認定規程及び手続規程では、日本人学校の教育課程は、学校教育法及び学校教育法施行規則並びに学習指導要領に定めるところによるとされ、学校教育法施行規則では標準授業時数が、学習指導要領では各教科等の目標・内容等がそれぞれ定められている。さらに、認定規程及び手続規程においては、地域社会や児童生徒の実態等により特に必要と認められる場合は、その一部について特別の教育課程によることができるとされ、各教科等の授業時数又は内容の弾力的な取扱いが認められている。なお、日本国内では、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第2項により、免許外教科担任の実施が制限されているが、日本人学校においては弾力的な運用となっている。 他方、「日本再興戦略」改訂2015—未来への投資・生産性革命—（平成27年6月30日閣議決定。以下「日本再興戦略」という。）では、グローバル人材の育成強化として、「在外教育施設における質の高い教育の実現」を図るとされている。 (教員の派遣) 文部科学省は、設置主体が民間で教育委員会の関与もない日本人学校の児童生徒に対して日本国民にふさわしい教育を行うためには、国が責任を持って教員を派遣する必要があるとしている。また、学校教育法及び学校教育法施行規則により、日本人学校の中学部修了者に日本国内の高等学校の入学資格が認められていることから、教員を派遣して教育水準の維持・向上を図る必要があるとしている。 日本人学校の派遣教員数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号。以下「義務標準法」という。）を基に日本国内の教員基礎定数と同様の方法で算出された教員数の8割（充足率80%）を目途に予算の範囲内で決定されており、残りの2割は日本人学校が授業料などを財源に自己負担で現地採用教員を雇用することを基本としている。義務標準法では1学級当たりの	図表 1-(2)-① (再掲) 図表 1-(3)-① 図表 1-(3)-② 図表 1-(3)-③ 図表 1-(3)-④

授業全般の状況については、派遣教員数が少ない中で、①授業数の上乘せが多いこと、②国内では教育免許法により制限されている免許外教科担任が多いこと、③複数の学年をまとめて授業を行う複式学級が多いこと、④派遣教員の不足分を補う現地採用教員への研修・指導が多いこと、⑤受け持つ校務分掌が多いことなどから、国内に比べて業務負担が重いとするものが有効回答 87 施設中 77 施設（88.5%）となっており、このうち 72 施設（82.8%）においては学級経営や教科指導などに支障が生じているとしている。	図表 1-(3)-⑫、⑬
イ 派遣教員の確保状況 平成 17 年度と 26 年度を比較すると、日本国内では小・中学生数が減少（6.6%減）しているが、本務教員数は横ばいで推移している。一方、日本人学校では小・中学生数が増加（19.1%増）しているが、派遣教員数は減少（10.2%減）しており、派遣教員の充足率は平成 22 年度の 74.8%から 26 年度は 70.5%へと低下している。また、平成 21 年度から 25 年度までの派遣教員の平均充足率をみると、特に児童生徒数 100 人以下の小規模施設において低い傾向となっており、派遣教員数が逼迫した状況となっている。なお、日本人学校における平成 25 年度の常勤教員の状況をみると、現職派遣教員は 1,052 人、シニア派遣教員は 73 人、現地採用教員は 604 人となっている。 派遣教員の採用に関しては、現職派遣教員の応募者は多いものの都道府県教育委員会等からの推薦者が少なく、平成 17 年度の 523 人から 26 年度は 374 人に減少している。他方、平成 18 年度からは、日本国内の教員基礎定数とは異なり現職派遣教員には定員合理化が求められている。これらのため、児童生徒数が増加しているにもかかわらず、派遣教員については予算定員及び実員ともに減少している。このような状況の中で、上記アのとおり、標準授業時数を超えたカリキュラムを編成していることもあるため、児童生徒数 100 人以下の小規模施設においては、教員一人当たりの授業時数が多い傾向がみられた。例えば、児童生徒数 50 人以下の施設においては、回答のあった全ての施設において校長（有効回答 32 施設）及び教頭（有効回答 12 施設）が授業を担当しているとともに、教諭一人当たりの授業時数も有効回答 32 施設中 28 施設（87.5%）において日本国内よりも多くなっている。 都道府県教育委員会等からの推薦者が少ないことに関して、文部科学省は各都道府県教育委員会等への推薦依頼に際し、それぞれにおける教員数などを勘案して具体的に推薦者数などを求めているが、都道府県ごとの教員派遣の協力状況をみると、例えば、本務教員数一人当たりの現職派遣教員数では最大約 5 倍、帰国児童生徒数一人当たりの現職派遣	
	図表 1-(3)-⑭、⑮、⑯
	図表 1-(3)-⑰
	図表 1-(3)-⑱ 図表 1-(3)-⑲
	図表 1-(3)-⑳
	図表 1-(3)-㉑

教員数では最大約 70 倍の差が生じている。調査した都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会における現職派遣教員の増員に対する意見としては、①都道府県においては、国から交付される在勤手当とは別に住居手当などを追加で支給している場合があること、また、都道府県が実際に支払った給与額の方が文部科学省から交付される派遣教員の委託費よりも多い場合があることから、現職派遣教員に対する支払総額の約 1 割から 2 割を自己負担しており、都道府県費負担の増大を懸念するものが 7 教育委員会（北海道、宮城県、埼玉県、神奈川県、静岡県、京都府、福岡県）、②域内の教育体制の低下を懸念するものが 9 教育委員会（埼玉県、神奈川県、静岡県、大阪府、香川県、大阪市、京都市、広島市、福岡市）みられ、仮に予算定員が増えたとしても推薦者数は増え難い状況となっている。 都道府県教育委員会等からの推薦に頼らず、かつ、予算を抑えるためには、都道府県費負担及び給与分の国費負担がなく、定員合理化の対象外でもあるシニア派遣教員制度を活用することが重要と考えられる。しかし、調査した都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会における当該制度の周知状況については、文部科学省のホームページにおいて同制度が広報されていることや優先的に再任用職員を確保する必要があることなどを理由に、管轄の市区町村教育委員会に周知していないものが 12 都道府県教育委員会中 1 教育委員会（静岡県）、管轄の小・中学校に周知していないものが 36 市区町教育委員会中 15 教育委員会（札幌市、横浜市、川崎市、藤沢市、静岡市、浜松市、大阪市、吹田市、京都市、宇治市、京田辺市、広島市、高松市、丸亀市、三木町）みられ、周知が徹底されていない状況となっている。なお、平成 25 年度におけるシニア派遣教員の応募状況について調査した結果、47 都道府県中 10 府県（秋田県、岩手県、長野県、京都府、三重県、福井県、香川県、佐賀県、大分県、鹿児島県）からの応募が全くなかった。	図表 1-(3)-②、③ 図表 1-(3)-④
ウ 免許外教科担任の実施状況 免許外教科担任に関しては、当省が平成 26 年度の状況を調査した結果、有効回答 82 施設中 77 施設（93.9%）における派遣教員の 28.8% がこれを実施しており、学校規模別にみると、児童生徒数 100 人以下の小規模施設において免許外教科担任を行っている施設の割合が高い傾向がみられた。また、免許外教科担任により教育に支障が生じていると回答した 45 施設においては、①教育効果が低い又は上がらないとするものが延べ 23 施設、②指導内容が低い又は上がらないとするものが延べ 20 施設、③実験や実技が失敗した又は未実施であるとするものが延べ 4 施設、④十分な授業準備ができないとするものが延べ 6 施設、⑤保	図表 1-(3)-⑤ 図表 1-(3)-⑥

護者からのクレームがあるとするものが延べ8施設などとなっている。	
免許外教科担任が行われている背景としては、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会が、①帰国予定の現職派遣教員相当数を推薦しているため、推薦者数と合格者数がほぼ一致していること（平成26年度の合格率は98.7%）、②現職派遣教員の推薦審査の際には指導力や海外環境適応力などを優先するため、保有免許の種類までは勘案できないとしていること（北海道、宮城県、埼玉県、東京都、静岡県、京都府、大阪府、広島県、香川県、福岡県）、③中学校・数学や中学校・理科など免許保有者が少ない教科の教員派遣には消極的であること（神奈川県、京都市、大阪市、広島市、福岡市）から、文部科学省では保有免許のバランスを調整して採用することができない状況であることが挙げられる。一方、日本人学校が補充を求める保有免許の状況をみると、中学校・数学、中学校・理科、中学校・国語の希望が多いとともに、免許外教科担任率が高い中学校・技術家庭科などの技能系教科では標準授業時数に比して希望が多くなっている。なお、日本人学校における派遣教員の保有免許の状況をみると、現職派遣教員及びシニア派遣教員ともに、中学校・社会が最も多いが中学校・数学は少なくなっていることから、現職派遣教員の保有免許の不足分をシニア派遣教員が補う形での採用とはなっていない。これについて、文部科学省では、応募者が少ない中で資質等の人物本位で選考を行っていることなどから、保有免許の種類までは勘案できないことによるものとしている。	図表1-(3)-⑬ （再掲） 図表1-(3)-⑳
都道府県教育委員会等からの推薦に頼らず、かつ、保有免許のバランスを調整可能とするためには、文部科学省が直接公募を行うシニア派遣教員制度を活用することが重要と考えられる。しかし、調査した都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会における当該制度の周知状況をみると、上記イのとおり、周知が徹底されていない状況がみられた。 エ グローバル人材育成強化に係る目標の設定状況 日本再興戦略では、グローバル人材の育成強化として、「在外教育施設における質の高い教育の実現」を図るとされているが、具体の目標は示されていない。日本人学校に関する目標としては、文部科学省における「在外教育施設教員派遣事業等」の行政事業レビューにおいて、「日本人学校のうち、国が教員を派遣している日本人学校の割合」などが示されるにとどまっており、本目標はすでに100%を達成している。 上記アのとおり、約8割の日本人学校が国内に比べて業務負担が重く学級経営や教科指導などに支障が生じているとする中で、質の高い教育の実現を図るためには、①どの程度国内水準に準拠した教育を実施していくか、②どのようなグローバル人材育成教育を実施していくか、③そ	

を進めること。その際、応募者の増加を図るため、同制度の周知を行っていない都道府県教育委員会等を把握した上で、改善を要請すること。 ④ 在外教育施設が国内の ICT 化の流れから大きく劣後することのないよう、在外教育における ICT の利活用について、先進的な ICT 化の取組事例など関連情報の収集と提供を実施すること。	
--	--

図表 1-(3)-① 日本人学校における教育課程に関する法令等

○ 「在外教育施設の認定等に関する規程」(平成 3 年 11 月 14 日文部省告示第 114 号) ＜抜粋＞ (教育課程) 第 9 条 申請施設の教育課程については、学校教育法及び学校教育法施行規則並びに小学校学習指導要領、中学校学習指導要領又は高等学校学習指導要領の定めるところによらなければならない。<u>ただし、地域社会、当該申請施設又は当該申請施設に在学する児童生徒の実態等から特に必要があり、かつ、小学校等と同等の教育水準が確保できると認められる場合には、その一部について特別の教育課程によることができる。</u> ○ 「在外教育施設の認定基準、運営基準及び認定の手続等について」(平成 3 年 11 月 14 日教育助成局長裁定)＜抜粋＞ I 認定基準 第 5 教育課程 教育課程の編成については、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)及び学習指導要領に定めるところによること。<u>ただし、地域社会、申請施設又は児童生徒の実態等から特に必要があり、かつ、国内の学校と同等の教育水準が確保されると認められる場合には、一部について次に掲げる特別の教育課程によることができること。</u> この場合、児童生徒の国際性の涵養を図るための教育指導や所在国の実状を踏まえた教育活動を積極的に展開できるような配慮が特に求められていることに留意すること。 ア 国際理解や現地理解を深めることを主なねらいとする教科(科目)又は所在国の言語に関する教科(科目)等の設定 イ <u>学校教育法施行規則及び学習指導要領に定める各教科等の授業時数又は内容の弾力的な取扱い。</u> ウ 特定の教科(科目)の授業(一部に限る。)の外国語による実施

(注) 下線は当省が付した。

図表 1-(3)-② 免許外教科担任に関する法律

○ 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）＜抜粋＞

附則

- 2 授与権者は、当分の間、中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程又は特別支援学校の中学部若しくは高等部において、ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）の申請により、一年以内の期間を限り、当該教科についての免許状を有しない主幹教諭等が当該教科の教授を担当することを許可することができる。この場合においては、許可を得た主幹教諭等は、第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該学校、当該前期課程若しくは後期課程又は当該中学部若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担当することができる。

(注) 1 下線は当省が付した。

2 「授与権者」とは、都道府県教育委員会である。

図表 1-(3)-③ 在外教育施設における新たな教育方針

○ 「日本再興戦略」改訂 2015－未来への投資・生産性革命－（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）＜抜粋＞

2. 雇用制度改革・人材力の強化

2-1. 失業なき労働移動の実現/マッチング機能の強化/多様な働き方の実現/若者・高齢者等の活躍推進/グローバル化等に対応する人材力の強化

(2) 施策の主な進捗状況

(グローバル化等に対応する人材力の育成強化)

- ・ 小・中・高を通じた英語教育全体の抜本的充実を図るため、昨年 9 月に英語教育の在り方に関する有識者会議において「今後の英語教育の改善・充実方策について 報告」を取りまとめるとともに、小学校英語の早期化・教科化等、グローバル化社会において不可欠な英語の能力の強化等をはじめとする学習指導要領の在り方について、中央教育審議会に諮問した。また、在外教育施設への派遣教員の拡充や、帰国・外国人児童生徒等の受入れ体制及び日本語指導体制等の充実を図った。今後とも、在外教育施設における質の高い教育の実現及び帰国・外国人児童生徒等の教育環境の充実を図る。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1-(3)-④ 教員基礎定数の算定に関する法律

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）〈抜粋〉

（学級編制の標準）

第 3 条

1 （略）

2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	四十人（第一学年の児童で編制する学級にあつては、三十五人）
	二の学年の児童で編制する学級	十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人
中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	二の学年の生徒で編制する学級	八人
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人

（小中学校等教職員定数の標準）

第 7 条 副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、助教諭及び講師（以下「教頭及び教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 次の表の上欄に掲げる学校の種類ごとに同表の中欄に掲げる学校規模ごとの学校の学級総数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下同じ。）の合計数

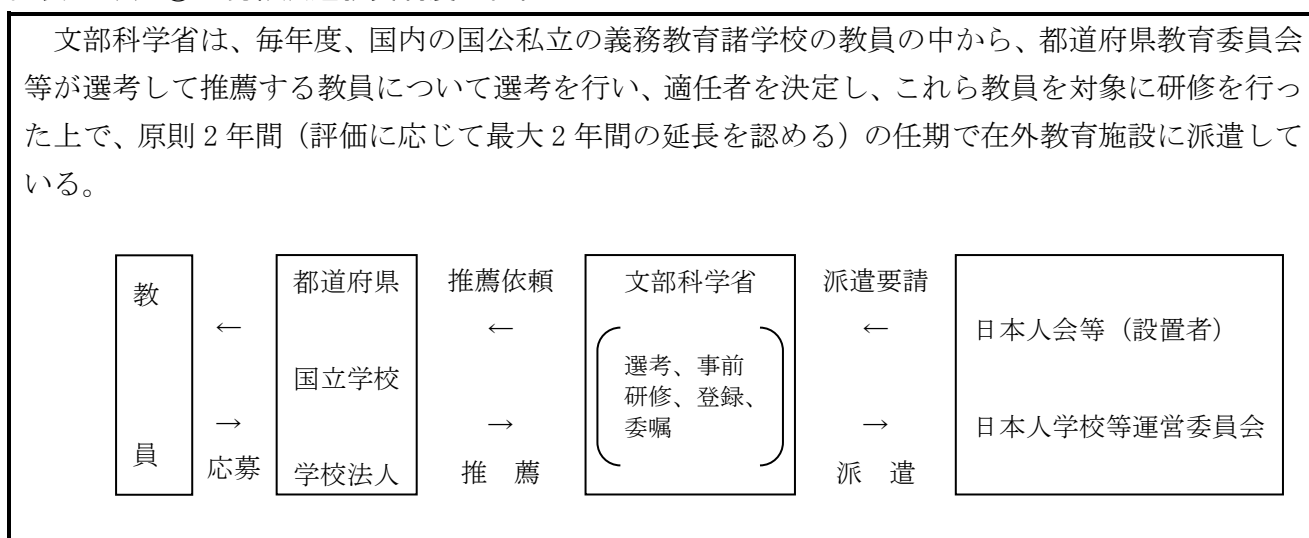
部の別	部の規模	乗ずる数
小学部	一学級及び二学級の学校	一・〇〇〇
	三学級及び四学級の学校	一・二五〇
	五学級の学校	一・二〇〇
	六学級の学校	一・二九二
	七学級の学校	一・二六四
	八学級及び九学級の学校	一・二四九
	十学級及び十一学級の学校	一・二三四
	十二学級から十五学級までの学校	一・二一〇
	十六学級から十八学級までの学校	一・二〇〇
	十九学級から二十一学級までの学校	一・一七〇
	二十二学級から二十四学級までの学校	一・一六五
	二十五学級から二十七学級までの学校	一・一五五
	二十八学級から三十学級までの学校	一・一五〇
	三十一学級から三十三学級までの学校	一・一四〇
	三十四学級から三十六学級までの学校	一・一三七
	三十七学級から三十九学級までの学校	一・一三三
	四十学級以上の学校	一・一三〇

部の別	部の規模	乗ずる数
中学部	一学級の学校	四・〇〇〇
	二学級の学校	三・〇〇〇
	三学級の学校	二・六六七
	四学級の学校	二・〇〇〇
	五学級の学校	一・六六〇
	六学級の学校	一・七五〇
	七学級及び八学級の学校	一・七二五
	九学級から十一学級までの学校	一・七二〇
	十二学級から十四学級までの学校	一・五七〇
	十五学級から十七学級までの学校	一・五六〇
	十八学級から二十学級までの学校	一・五五七
	二十一学級から二十三学級までの学校	一・五五〇
	二十四学級から二十六学級までの学校	一・五二〇
	二十七学級から三十二学級までの学校	一・五一七
	三十三学級から三十五学級までの学校	一・五一五
	三十六学級以上の学校	一・四三八

図表 1-(3)-⑤ 現職派遣教員の定員合理化に関する決定等

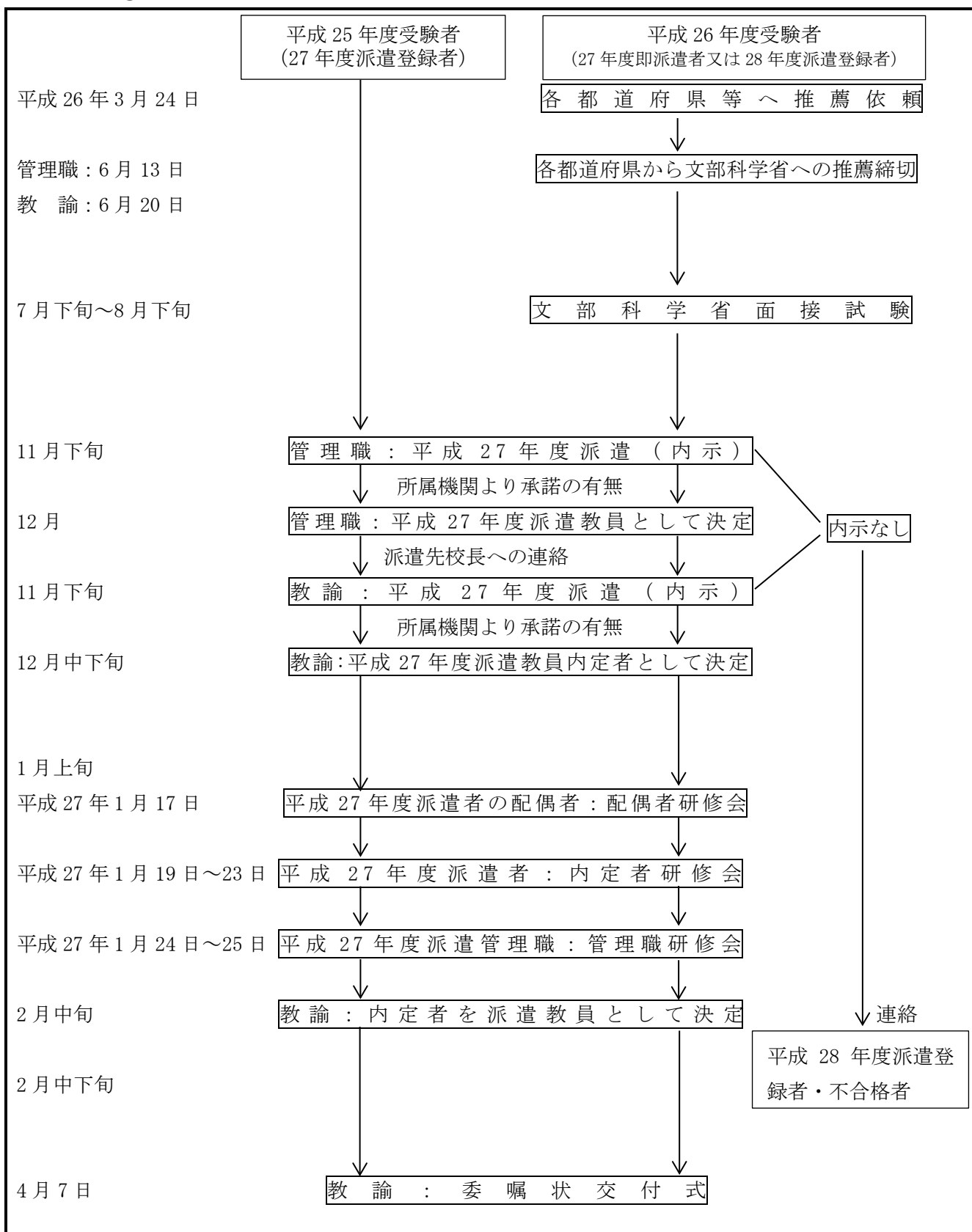
○ 「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成 26 年 7 月 25 日閣議決定）＜抜粋＞
3. その他
①・② （略）
③ 公庫等の職員についても、この方針に準じて措置するものとする。
○ 「公庫等の職員及び補助職員等の定員合理化について」（平成 26 年 7 月 25 日財務省主計局予算総括係）＜抜粋＞
2. 補助職員等（補助金、負担金、交付金及び委託費の対象となるもの）については、次に掲げるものを除き、政府関係機関と同様に合理化を図る。
(1) （略）
(2) 義務教育費、公立擁護学校教育費国庫負担金のうち標準法に基づく教職員
(3) （略）
＜参考＞
○ 現職派遣教員に係る定員合理化の状況
・平成 18 年度～21 年度
平成 16 年度時点における定員 1,305 人の 10%である 131 人を削減
・平成 22 年度～26 年度
現職派遣教員（委託費対象者）の平成 21 年度時点における定員 1,301 人の 10%である 131 人を削減
・平成 27 年度～31 年度
現職派遣教員（委託費対象者）の平成 26 年度時点における定員 1,044 人の 10%である 104 人を削減予定

図表 1-(3)-⑥ 現職派遣教員制度の仕組み



（注） 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表 1-(3)-⑦ 平成 27 年度における現職教員の派遣に係る選考から派遣までの流れ



(注) 文部科学省の資料による。

図表 1-(3)-⑧ シニア派遣教員制度の周知に関する通知

○ 「平成 27・28 年度在外教育施設シニア派遣教員の公募について」（平成 26 年 3 月 24 日付け 25 初国教第 231 号）＜抜粋＞

（略）

ついては、本公募について、平成 26 年度末で退職予定の教員等に可能な限り御周知願います。また、応募者から依頼があった際には、推薦書の作成について御協力いただけるように、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校その他の教育機関等に対して御周知願います。

なお、募集に係る「平成 27・28 年度在外教育施設シニア派遣教員募集要項」は、下記のとおり文部科学省ホームページに掲載予定ですが、参考までに 別添のとおり送付いたします。

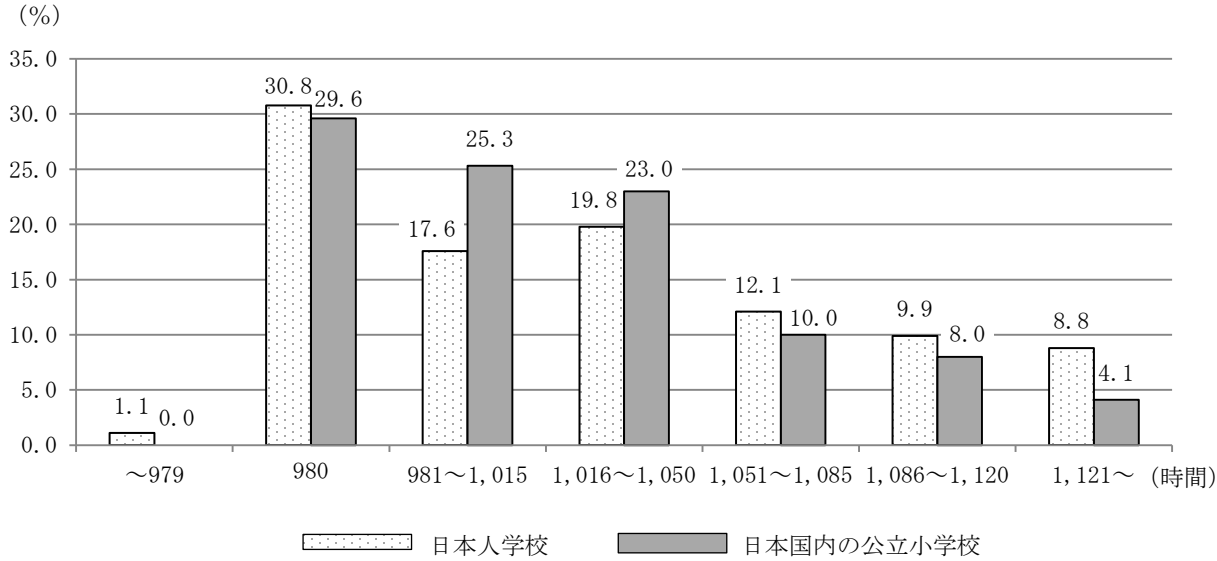
（略）

（注）1 下線は当省が付した。

2 本通知は、各都道府県・指定都市教育委員会委員長、附属の義務教育諸学校を置く各国立大学法人長、各都道府県知事宛てに発出されたものである。

図表 1-(3)-⑨ 日本人学校と日本国内の公立小学校・中学校の年間総授業時数の比較
(平成 25 年度)

(小学 6 年生 年間総授業時数)



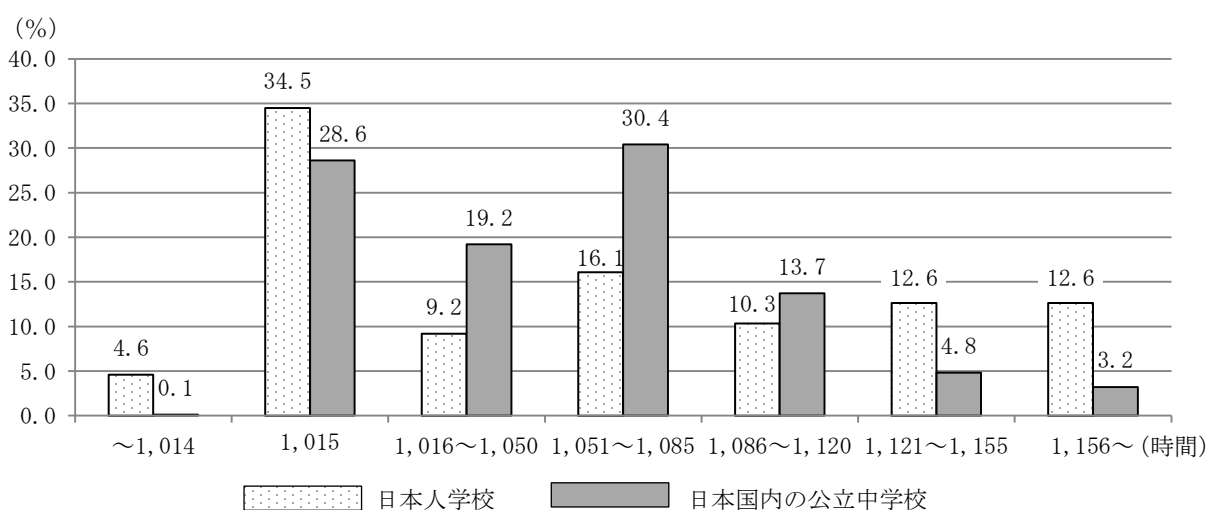
(単位：時間、施設、%)

年間総授業時数	日本人学校		日本国内の公立小学校 (比率のみ)
	学校数	比率	
~979	1	1.1	0.0
980 (標準授業時数)	28	30.8	29.6
981~1,015	16	17.6	25.3
1,016~1,050	18	19.8	23.0
1,051~1,085	11	12.1	10.0
1,086~1,120	9	9.9	8.0
1,121~	8	8.8	4.1
合計	91	100	100
日本国内の公立小学校の平均年間総授業時数超過	45	49.5	
平均年間総授業時数		1,035	1,022

(単位：時間、施設、%)

区 分	~979	980	981~ 1,015	1,016~ 1,050	1,051~ 1,085	1,086~ 1,120	1,121~	計
50 人以下	0	10	5	7	5	4	7	38
比率	0.0	26.3	13.2	18.4	13.2	10.5	18.4	100
51 人以上 100 人以下	0	3	4	3	3	1	1	15
比率	0.0	20.0	26.7	20.0	20.0	6.7	6.7	100
101 人以上 300 人以下	0	7	5	2	1	4	0	19
比率	0.0	36.8	26.3	10.5	5.3	21.1	0.0	100
301 人以上	1	8	2	6	2	0	0	19
比率	5.3	42.1	10.5	31.6	10.5	0.0	0.0	100
合計	1	28	16	18	11	9	8	91
比率	1.1	30.8	17.6	19.8	12.1	9.9	8.8	100

(中学2年生 年間総授業時数)



(単位：時間、施設、%)

年間総授業時数	日本人学校		日本国内の公立中学校 (比率のみ)
	学校数	比率	
～1,014	4	4.6	0.1
1,015 (標準授業時数)	30	34.5	28.6
1,016～1,050	8	9.2	19.2
1,051～1,085	14	16.1	30.4
1,086～1,120	9	10.3	13.7
1,121～1,155	11	12.6	4.8
1,156～	11	12.6	3.2
合計	87	100	100
日本国内の公立中学校の平均年間総授業時数超過	43	49.4	
平均年間総授業時数		1,073	1,056

(単位：時間、施設、%)

区 分	～1,014	1,015	1,016～ 1,050	1,051～ 1,085	1,086～ 1,120	1,121～ 1,155	1,156～	計
50人以下	0	12	3	3	6	7	6	37
比率	0.0	32.4	8.1	8.1	16.2	18.9	16.2	100
51人以上100人以下	1	6	1	4	1	0	2	15
比率	6.7	40.0	6.7	26.7	6.7	0.0	13.3	100
101人以上300人以下	0	8	2	4	2	3	1	20
比率	0.0	40.0	10.0	20.0	10.0	15.0	5.0	100
301人以上	3	4	2	3	0	1	2	15
比率	20.0	26.7	13.3	20.0	0.0	6.7	13.3	100
合計	4	30	8	14	9	11	11	87
比率	4.6	34.5	9.2	16.1	10.3	12.6	12.6	100

(注) 1 「平成25年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査」及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 日本人学校の小学6年生及び中学2年生の総授業時数はそれぞれの学年に児童生徒が在籍している学校数で集計した。

3 「年間総授業時数」とは、小学6年生については、学校教育法施行規則第50条に示す各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動(学級活動のみ)に充てる年間の授業時数を、中学2年生については、学校教育法施行規則第72条に示す各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動(学級活動のみ)に充てる年間の授業時数をいう。

4 表中の割合は、小数第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

図表 1-(3)-⑩ 日本人学校における海外環境を活用した授業の実施状況

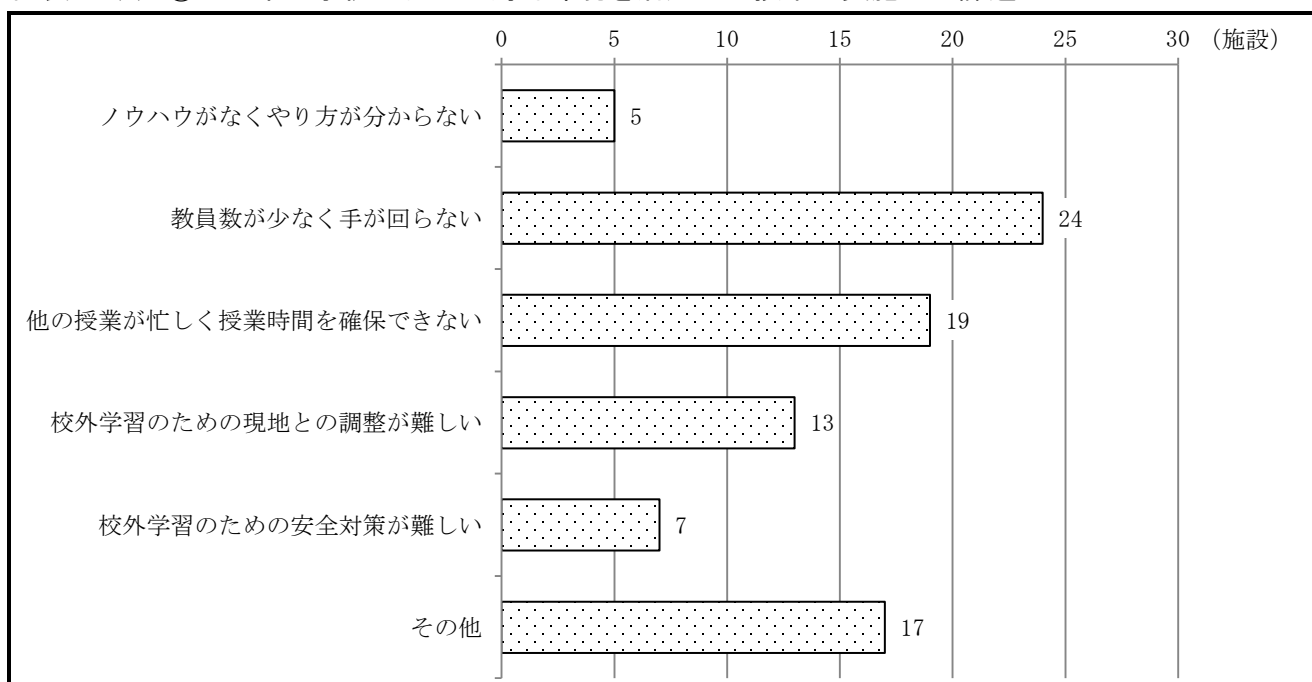
(単位：施設)

区分	学習指導要領以外の特設授業の実施状況		学習指導要領の教科等における現地事情に関する授業の実施状況							
	現地語教育・現地理解教育		各教科		総合的な学習の時間		道徳		特別活動	
	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施
小学6年生	76	12	64	27	85	6	62	29	70	21
中学2年生	64	15	52	27	69	10	52	27	57	22

(注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 小学6年生に係る有効回答施設数は、「学習指導要領以外の特設授業の実施状況」は88施設であり、「学習指導要領の教科等における現地事情に関する授業の実施状況」は91施設である。

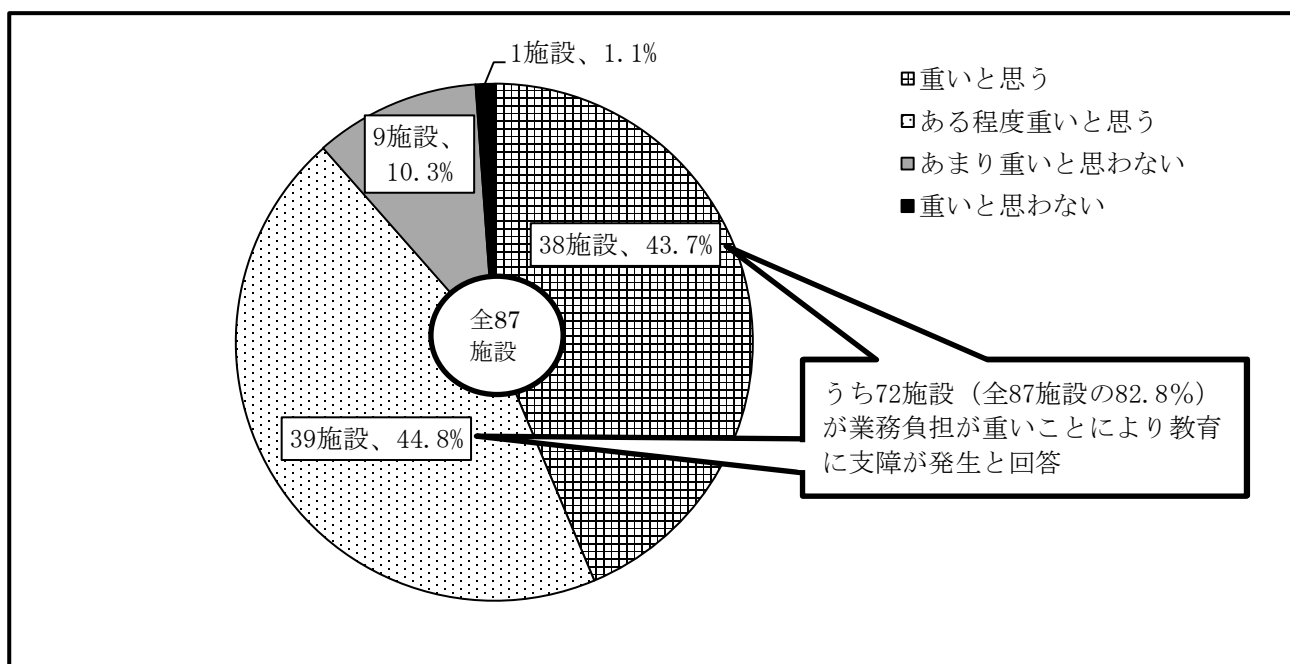
図表 1-(3)-⑪ 日本人学校における海外環境を活用した授業の実施上の課題



(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数回答のため、合計が有効回答施設数（69施設）にならない。

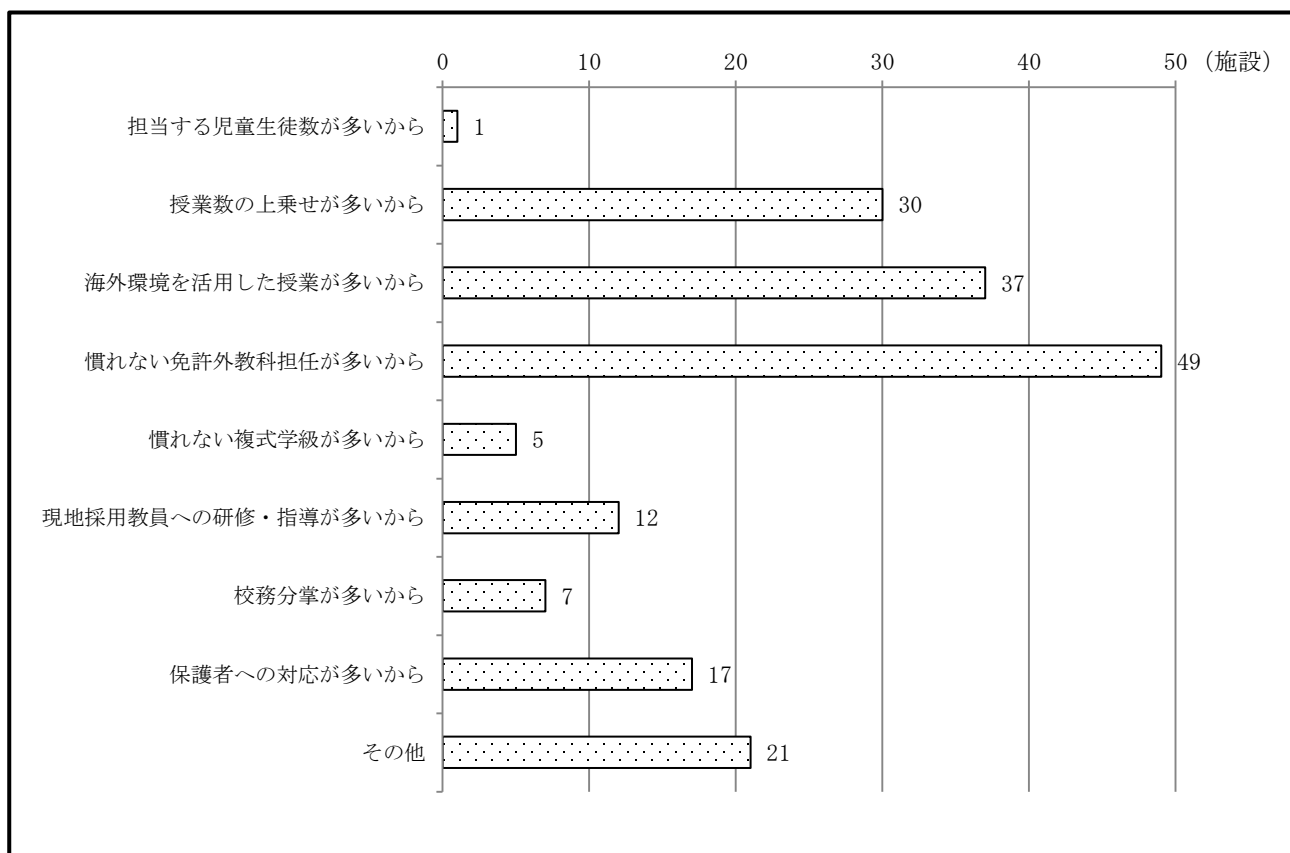
図表 1-(3)-⑫ 国内と比べた場合の日本人学校における業務負担感の状況



(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の割合は、小数第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない。

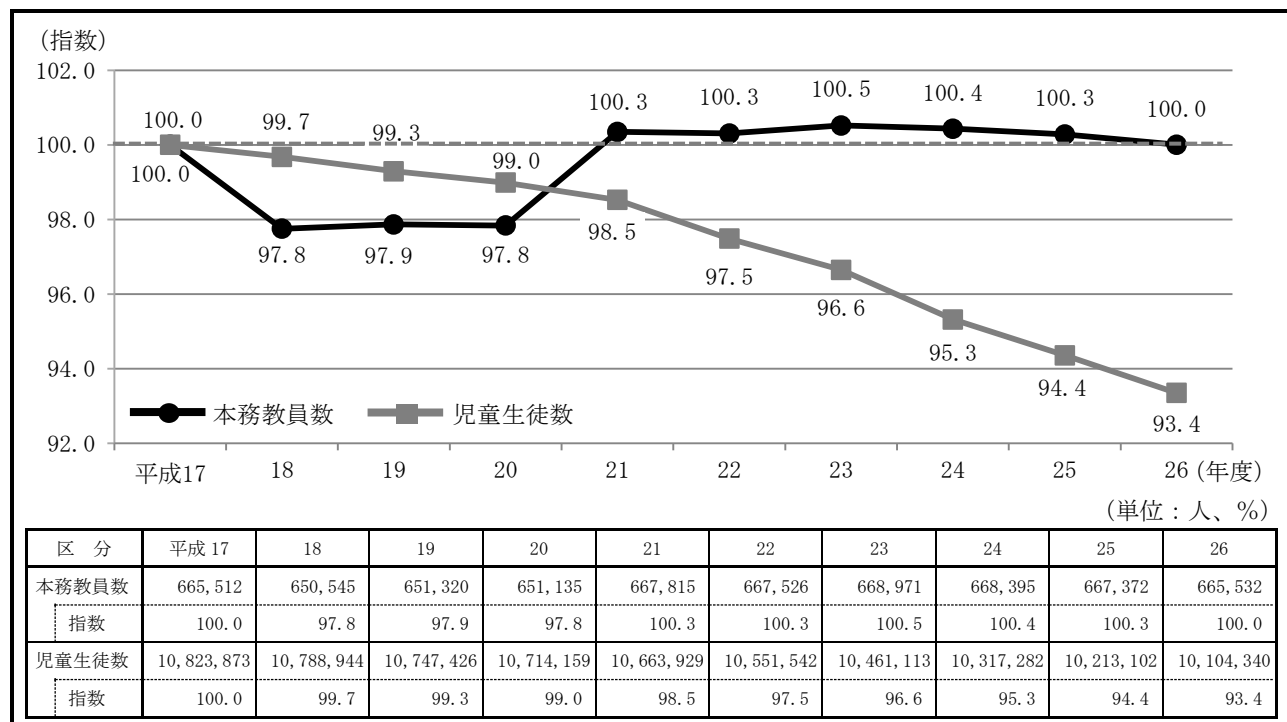
図表 1-(3)-⑬ 国内と比べた場合の日本人学校における業務負担が重いとする理由



(注) 1 当省の調査結果による。

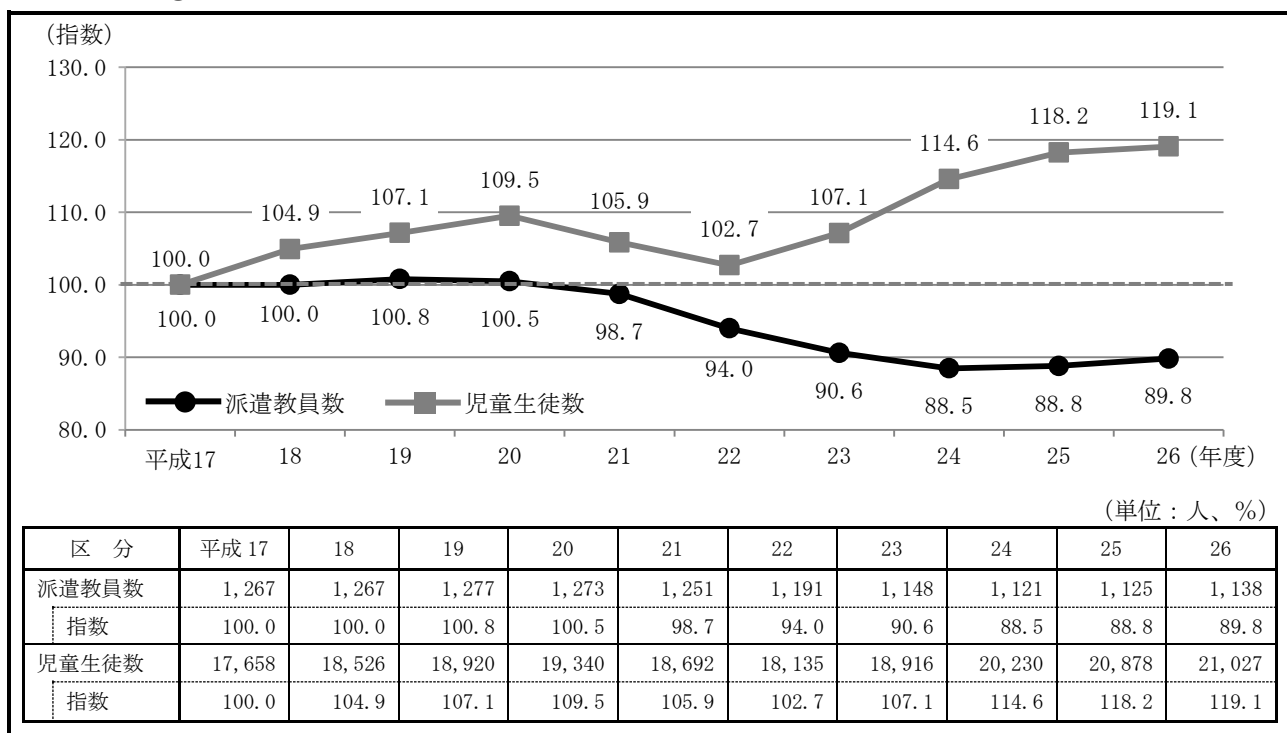
2 複数回答のため、合計が有効回答施設数（77 施設）にならない。

図表 1-(3)-⑭ 日本国内における本務教員数と児童生徒数の推移



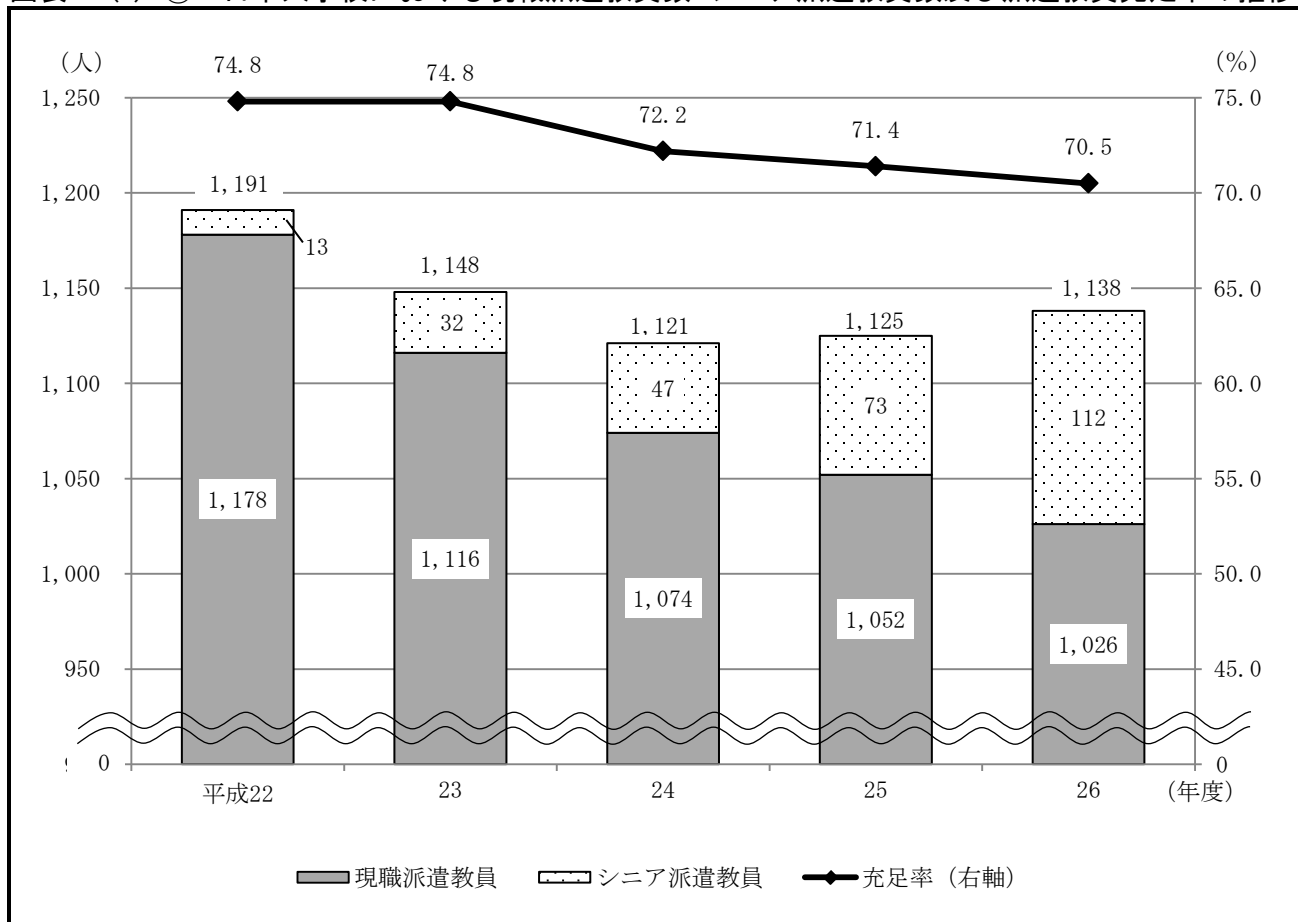
- (注) 1 文部科学省の「学校基本調査」に基づき当省が作成した。
 2 本務教員数及び児童生徒数は各年4月15日現在の数である。
 3 本務教員数は学校基本調査における本務教員の総数から栄養教諭を除いた数である。
 4 平成17年度における本務教員数及び児童生徒数を100とした場合の指数の推移を示す。

図表 1-(3)-⑮ 日本人学校における派遣教員数と児童生徒数の推移



- (注) 1 外務省の「海外在留邦人数調査統計」及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。
 2 平成17年度における派遣教員数及び児童生徒数を100とした場合の指数の推移を示す。

図表 1-(3)-⑯ 日本人学校における現職派遣教員数・シニア派遣教員数及び派遣教員充足率の推移



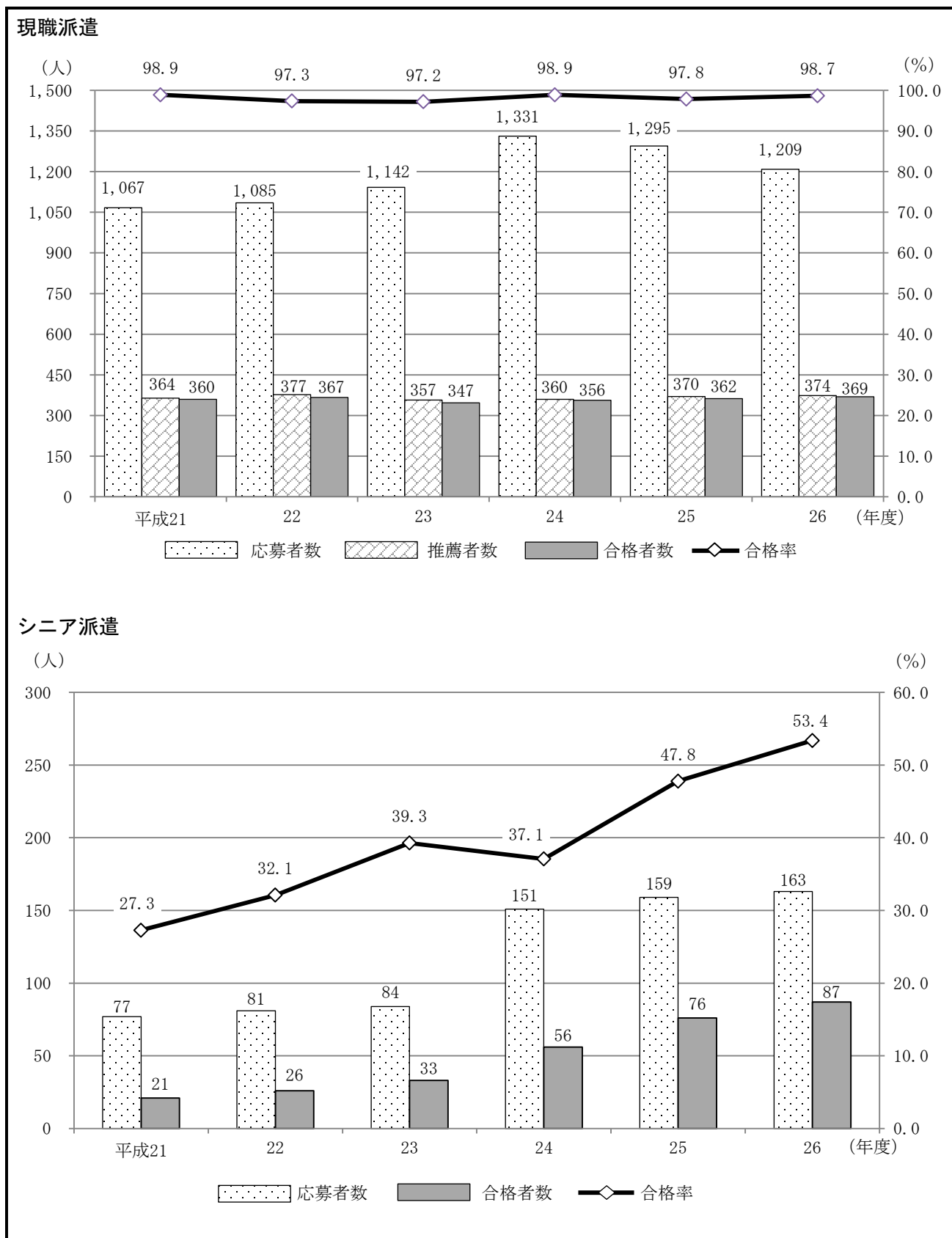
(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表 1-(3)-⑰ 日本人学校における平均充足率の状況（平成 21～25 年度）

児童生徒数	平均充足率 70%未満施設の割合	平均充足率の中央値
50 人以下	56.4%（39 施設中 22 施設）	68.5%
51 人以上 100 人以下	30.8%（13 施設中 4 施設）	71.5%
101 人以上 300 人以下	19.0%（21 施設中 4 施設）	73.3%
301 人以上	10.0%（20 施設中 2 施設）	84.0%

（注） 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表 1-(3)-⑱ 派遣教員の採用状況

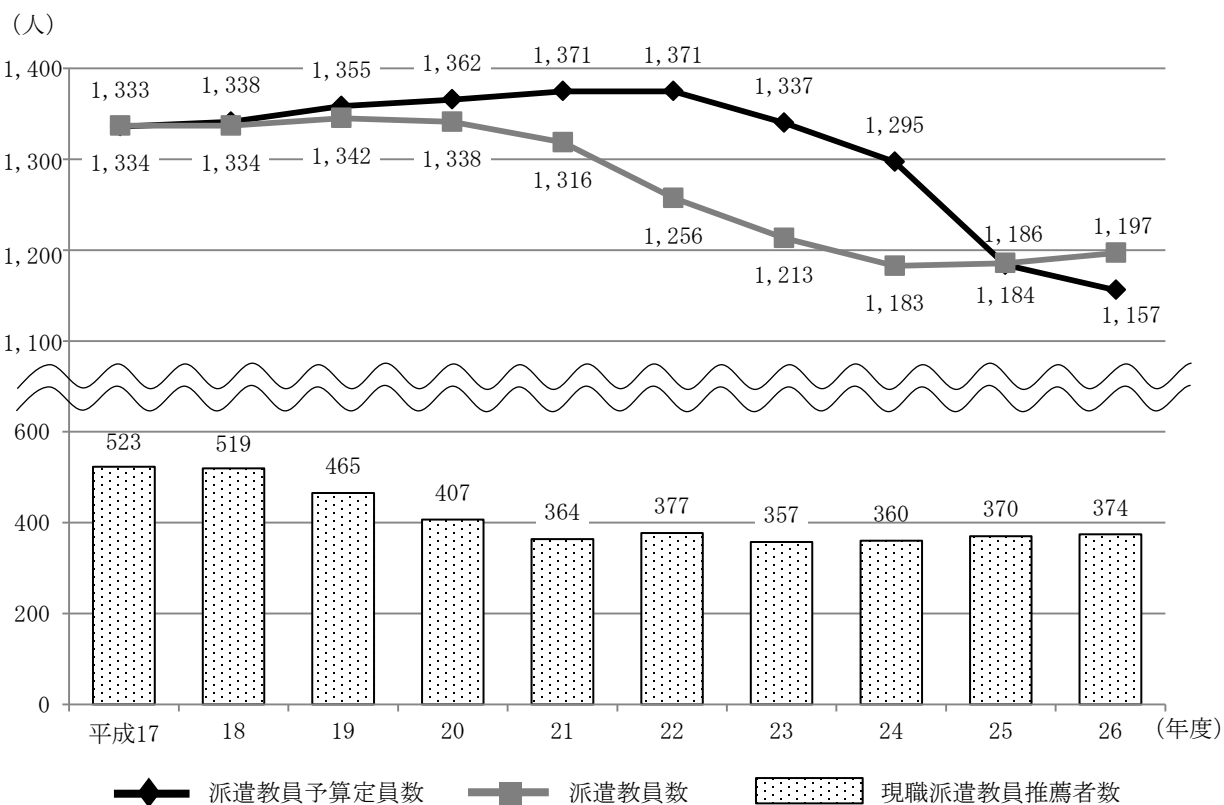


(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

図表 1-(3)-⑭ 派遣教員の推薦者数と予算定員数の推移

(単位：百万円、%、人)

区 分	平成 17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
要求額	22,211	21,621	21,870	21,904	22,757	21,910	20,357	18,455	16,561	15,592
当初予算額	21,584	21,349	21,727	21,656	21,666	20,856	19,710	18,024	16,262	16,713
補正予算額	▲455	▲9	0	0	▲218	0	0	▲1,049	0	86
最終予算額	21,129	21,339	21,727	21,656	21,448	20,856	19,710	16,975	16,262	16,799
執行額	—	—	—	—	20,282	18,459	17,090	15,979	15,715	16,672
不用額	—	—	—	—	1,166	2,397	2,620	996	547	127
執行率	—	—	—	—	94.6	88.5	86.7	94.1	96.6	99.2
派遣教員予算 定員数	1,333	1,338	1,355	1,362	1,371	1,371	1,337	1,295	1,184	1,157
派遣教員数	1,334	1,334	1,342	1,338	1,316	1,256	1,213	1,183	1,186	1,197
予算定員数と 派遣教員数の差	▲1	4	13	24	55	115	124	112	▲2	▲40
執行率	100.1	99.7	99.0	98.2	96.0	91.6	90.7	91.4	100.2	103.5
現職派遣教員 推薦者数	523	519	465	407	364	377	357	360	370	374



- (注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。
 2 派遣教員予算定員数及び派遣教員数は、日本人学校及び補習授業校における状況。シニア派遣教員を含む。
 3 平成20年度以前は各事項別に決算を行っていないため、「執行額」は把握できない。

図表 1-(3)-㉔ 日本人学校における派遣教員の週当たり授業時数の状況

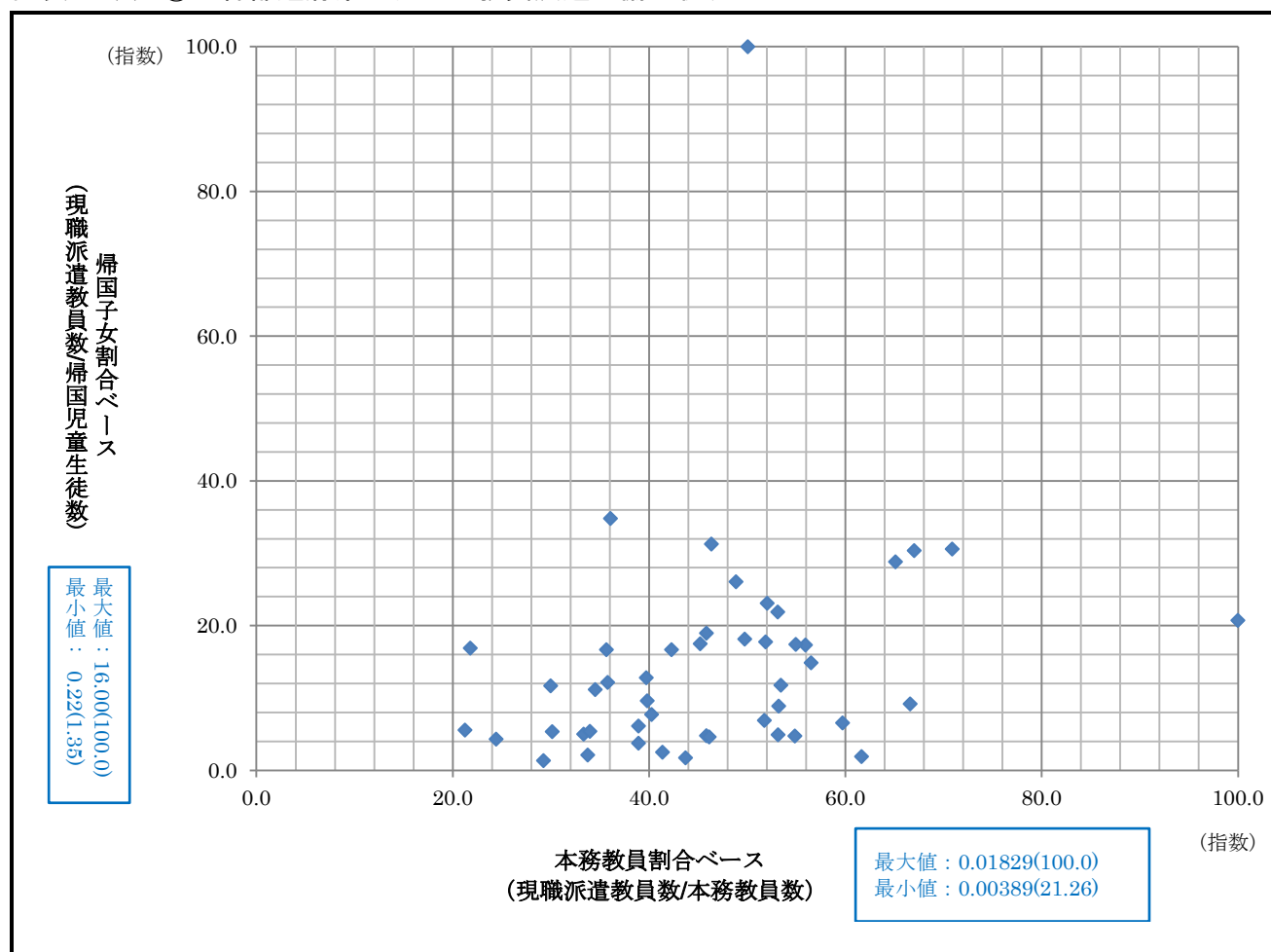
区 分	週当たり 10 時間以上の授業を行っている校長 (国内中央値 0.0 時間)	週当たり 10 時間以上の授業を行っている教頭 (国内中央値 1.0 時間)	授業時間が国内中央値以上の教諭 (国内中央値 22.7 時間)
50 人以下	90.6% (32 施設中 29 施設)	100.0% (12 施設中 12 施設)	87.5% (32 施設中 28 施設)
51 人以上 100 人以下	0.0% (7 施設中 0 施設)	40.0% (5 施設中 2 施設)	85.7% (7 施設中 6 施設)
101 人以上 300 人以下	0.0% (15 施設中 0 施設)	25.0% (16 施設中 4 施設)	26.7% (15 施設中 4 施設)
301 人以上	0.0% (12 施設中 0 施設)	0.0% (13 施設中 0 施設)	23.1% (13 施設中 3 施設)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 日本人学校の派遣教員に対して、海外赴任前後の役職及び週当たり授業時数を調査した。

3 国内状況に関する有効回答数は、校長 54 施設、教頭 33 施設、教諭 67 施設である。国内中央値は施設ごとの平均値に基づき算出した。

図表 1-(3)-㉕ 各都道府県における教員派遣の協力状況



(注) 1 文部科学省の「学校基本調査」及び同省の資料に基づき当省が作成した。

2 本務教員数及び帰国児童生徒数は平成 25 年 5 月 1 日現在のものであり、現職派遣教員数は平成 21 年度から 25 年度までに派遣された教員数の合計である。また、本務教員数は学校基本調査における公立小学校及び公立中学校の本務教員の総数（栄養教諭を除く。）であり、帰国児童生徒数は公立小学校又は公立中学校に在籍している児童生徒数である。

3 「現職派遣教員数/本務教員数」及び「現職派遣教員数/帰国児童生徒数」は、各都道府県の現職派遣教員数をそれぞれ本務教員数及び帰国児童生徒数で除したもののうち、最高値を 100 とした場合の相対指数である。

図表 1-(3)-㉔ 在外教育施設派遣教員委託費に係る基準等

○ 「在外教育施設派遣教員委託費交付要綱」(平成 15 年 4 月 1 日文部科学大臣決定) <抜粋>
(交付の対象及び交付額)

第3条 文部科学大臣は、都道府県に対し、次に掲げる経費について、予算の範囲内で別に定める基準により算定した金額を交付する。

- (1) 公立学校教員に係る派遣教員経費(給与支給額のうち別に定める委託費対象経費)
- (2) (略)

○ 「在外教育施設派遣教員委託費算定基準」(平成 24 年 4 月 2 日初等中等教育局長決定) <抜粋>

2 派遣教員経費

派遣教員経費として、給与支給額のうち別に定める委託費対象経費は以下の費目とする。

- ・給料
- ・教職調整額
- ・扶養手当
- ・期末手当
- ・勤勉手当
- ・義務教育等教員特別手当
- ・児童手当
- ・公務災害補償基金負担金
- ・給料の調整額
- ・管理職手当
- ・共済費(長期給付)

※ 全ての費目について、地域(調整)手当、へき地手当、寒冷地手当、住居手当に相当する分を除く。

※ 共済費は長期給付に掛かる分以外を除く。

3 委託費の額

別に定める基準による算定は以下の(1)～(3)によるものとする。なお、算定基礎額については、別途初等中等教育局長が定めるものとする。

(1) 算定方式

派遣教員 1 人ごとに次の算定により算定した額の合計額とする。

$$\text{別途通知する算定基礎額} \times \text{補正係数} \times \frac{\text{委託月数}}{12 \text{ 月}}$$

ただし、派遣前年度の 1 月 1 日に委嘱を受けた教員については、次の算定式によるものとする。

$$\text{別途通知する算定基礎額} \times \text{補正係数} \times 0.2$$

(2) 調整方式

当該年度の予算その他の事由を勘案して(1)による算定額の 10%の範囲内で調整を行う。

(3) 委託費の額の算定

(1)により算定した額に(2)による調整を行った定額(以下、調整額という)と派遣教員経費の合計額とを比較し、以下のとおりとする。

- ① 派遣教員経費の合計額の方が低いか、同額である場合：派遣教員経費の合計額を委託費の額とする。
- ② 調整額の合計額の方が低い場合：調整額を委託費の額とする。ただし、予算の範囲内かつ派遣教員経費の合計額の範囲内で、委託費の額の調整ができるものとする。

図表 1-(3)-㉓ 教員派遣に係る都道府県の負担率及び負担経費の内容

都道府県教育委員会名	都道府県負担率 (%)	都道府県負担経費の内容				
		住居手当	地域調整 手当	へき地 手当	寒冷地 手当	その他
北海道教育委員会	15.6	○	○	○	○	○
宮城県教育委員会	11.6	×	○	○	×	×
埼玉県教育委員会	13.8	○	○	×	×	○
東京都教育委員会	22.4	×	○	×	×	×
神奈川県教育委員会	20.9	○	○	×	×	○
愛知県教育委員会	16.4	×	○	×	×	○
静岡県教育委員会	18.5	×	×	×	×	×
大阪府教育委員会	20.2	○	○	×	×	×
京都府教育委員会	12.5	×	○	○	×	○
広島県教育委員会	18.5	○	○	×	×	×
香川県教育委員会	9.1	×	×	×	×	○
福岡県教育委員会	10.6	○	○	×	×	○

(注) 1 当省の調査結果による。

2 負担率及び負担経費の内容は平成 26 年度の状況である。

3 「都道府県負担率」は、(都道府県から現職派遣教員への給与等支払総額－国からの委託費交付確定額) ÷ (都道府県から現職派遣教員への支払総額) である。

4 静岡県教育委員会については、給与等支払総額と委託費交付確定額の差額のみを負担している。

図表 1-(3)-㉔ 都道府県等における現職派遣教員の増員に関する意見

区分		意見の内容
都道府県費負担に関するもの	北海道	在外教育施設で必要とする教員を各都道府県の協力の下、国の責任において安定的に確保するという観点から、在外教育施設委託費については、国で全額負担していただきたい。
	宮城県	在外教育施設派遣教員内定者研修会及び管理職研修会への出席に係る経費を国で負担していただきたい。
	埼玉県	県の持ち出し分は少ないことが望ましいので、委託費交付対象経費については満額を認めてほしい。
	神奈川県	派遣教員に係る経費については、国で全額負担していただきたい。
	静岡県	財政的にこれ以上の人数を派遣することは難しい。毎年度一定の人数を在外教育施設に派遣できるようにするためにも、しっかり予算措置を行ってほしい。
	京都府	推薦した派遣教員候補者が海外派遣された場合、同教員の給与については一定額を負担しており、厳しい財政事情の中で、府内で教鞭を執っていない教員の人件費を今以上に増額させることについて、府財政当局の理解が得られない状況にある。
	福岡県	教員を派遣すればするほど県の負担が大きくなってしまう。派遣教員に係る経費については、国で全額負担していただきたい。
域内の教育体制に関するもの	埼玉県	文部科学省から電話等で派遣教員数の増加要請があるが、募集する年の年度末に帰国する予定の派遣教員数と同程度の人数を推薦しているところであり、現状以上の数の教員派遣は困難である。
	神奈川県	選考の前提として県教委として責任を持って推薦できる者を推薦するというスタンスを取っており、そのような人材は限りがある上、派遣されている間の欠員の補充が難しいこと、特に 30 代、40 代の本来ならば所属校において中核となる職員の派遣を増やすことは難しい。
	静岡県	これ以上、現場の教員が不足するのは避けたい。
	大阪府	理数系のみならず、理数系以外の教員についても不足していることから、多くの推薦を行うことが困難となっている。
	香川県	今後 10 年以内に約 45%の教員が退職し、教員の確保が難しいため、派遣教員の増員は考えていない。
	大阪市	理数系の免許を持つ教員が不足していることから、これら教員を多く推薦することは難しい。
	京都市	在外教育施設で不足している教科は、府内でも免許保有者が少なく、学校が教員の病気等で代替講師を探す場合にも困っているのが実情である。
	広島市	本務者の少ない教科の免許を保有する候補者の選考は難しい。
	福岡市	全国的に教員は大量退職・大量採用の時代であり、いずれの校種・教科においても採用や講師の確保にも苦慮している。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-(3)-㉕ 日本人学校における免許外教科担任の状況

児童生徒数	免許外教科担任の実施施設の割合	免許外教科担任を実施している派遣教員の割合の中央値
50 人以下	100.0% (37 施設中 37 施設)	57.1%
51 人以上 100 人以下	100.0% (11 施設中 11 施設)	27.3%
101 人以上 300 人以下	95.0% (20 施設中 19 施設)	23.1%
301 人以上	71.4% (14 施設中 10 施設)	5.1%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 免許外教科担任の状況は平成 26 年度の状況である。

図表 1-(3)-㉔ 免許外教科担任により教育に生じている支障の状況

支障の種類 (延べ施設数)	所在地域	意見の内容
教育効果が 低い又は上 がらない (23 施設)	アジア	美術科においては、教材を購入して指導しているが、やはり専門的な指導は困難なので、生徒の知識、技能面での向上が難しい。
		美術の教科において、評価の妥当性が心配であり、児童生徒の学習効果が上がっていないと感じる。家庭科、技術科において、指導の経験不足により、児童生徒の学習効果が上がっていないと感じる。
		指導面は免許外だけに、授業を実施するのが精一杯で、学習効果に支障が出ているとまではいえないが、学力向上につながっているとはいえない。
		免許を有する教員の教科の模擬試験に比べ成績結果が思わしくない傾向がみられる。
		技術・家庭科の教科において、専門性に欠ける担当教員が指導せざるを得ないなどの状況から、生徒の学習効果が上がっていないと感じる。
		技術・家庭科の教科において、専門性に欠ける担当教員が指導せざるを得ないなどの状況から、生徒の学習効果が上がっていないと感じる。
		技術・家庭科の教科において、専門性に欠ける担当教員が指導せざるを得ないなどの状況から、生徒の学習効果が上がっていないと感じる。
		国語や算数の教科において、小学校での指導経験がないことから、児童の発達段階に応じた適切な指導が不十分で児童生徒の学習効果が上がっていないと感じる。
		体育・音楽・図工・美術・家庭科・社会などの教科において現地を活かした教材は良いが、基本的な指導が図られず、日本の教育活動のように施設設備や指導方法が確立されず学習効果が十分ではないと感じる。
		中学部社会科において、複式学級で授業を実施している上に、担当が十分な教材研究ができないため、児童生徒の学習効果が上がっていないと考える。
		教科担任の負担が大きく、学習成果も十分に上げられない。評価の基準が甘く、子供たちの能力を十分に伸ばしきれない。
	大洋州	美術の教科において、専門的な知識や経験による効果的な指導方法もなく、生徒の技能の向上があまりみられない。技術、家庭、体育の教科においても同様に、生徒の実態に即した適切な指導ができない。
		各教科における指導成果が免許の有無によって大きく異なるため、保護者の学校評価にも表れている。
	北米	音楽の教科において、現地で採用したパート教員であることから、児童生徒の学習効果が上がっていないと感じる。
		美術、技術・家庭について確かな学力を身につけさせることが困難であった。
	中南米	音楽の教科において、多学年にわたる指導経験も少なく、指導内容の定着や学習効果が上がっていないと感じる。
		音楽の教科において、実技指導ができないなどの状況がみられることから、児童生徒の実技において学習効果が上がっていない。
		小学校は原則、学級担任が全教科を指導することになるため、当然、専門教科以外のことは分からないことが多い。そのため、教材研究をさせることになるが、一方で、少ない教員数の場合、一人当たりの担当分掌数が多くなり、その仕事に追われ教材研究にまで手が回らないことが生じている。さらに、丁寧な指導で階層性を大事にして少しずつ指導しなければならない低・中学年の取り分け算数の指導で、子供が十分に分かっていないまま次に進んでしまっていることがあり、振り返りテストの結果が良くない状況になっている。再度指導することになったり、家庭学習に委ねたりすることになり、成果が上がっているとはいえない。
		中学部社会科において、免許外教員の指導経験不足により、生徒の学力未定着が多少なりとも生じている。
		昨年度は中学校美術免許の教員が、免許外で小学校の全教科や中学校の社会科などを担当していた。子供たちからは授業がよく分からない、保護者からも教員の指導力がないとクレームが出ていた。学力調査でも、明らかに学級の学力が低下していた。
		技術家庭科において、専門的（技術的）に知識・技能が不足している面から、児童生徒の学習効果が上がっていないと感じる。
	欧州	技術・家庭科の教科において、家庭科実施状況からみると時間的にも内容的にも十分ではなく、児童生徒の学習効果が上がっていないと感じる。
		技術・家庭科の教科において、家庭科実施状況からみると時間的にも内容的にも十分ではなく、児童生徒の学習効果が上がっていないと感じる。
	中東	中学部美術科の教科において、絵画等の専門性がないため、児童生徒の学習効果が上がっていないと感じる。
指導内容が 低い又は上	アジア	十分な授業ができない。
		教育課程の内容を十分に理解せず実施することによる指導の欠落

支障の種類 (延べ施設数)	所在地域	意見の内容
がらない (20 施設)		技術・家庭科の教科において、適切な助言等をもらえる状況にないことから、指導内容が上がっていないと感じる。
		技術・家庭科の教科において、適切な助言等をもらえる状況にないことから、指導内容が上がっていないと感じる。
		技術・家庭科の教科において、適切な助言等をもらえる状況にないことから、指導内容が上がっていないと感じる。
		図工や美術、技術家庭、音楽の教科において、専門性や技術指導が要求される教科であることから、指導内容が適切に実施されないことがある。また、系統的な指導過程を踏まえた指導ができていない。
		免許外であるため、一部の領域に偏りがちとなり、全てを網羅した指導になりにくい。
		質の高い指導内容の低下。学習内容の補充・深化の不足。
		専門的で十分な指導ができないことがある。
		小学校免許を保有していない教員が学級担任をした場合、小学校の児童に不慣れであり、小学校での指導経験がないため、各教科の学習指導や生活指導の基礎的・基本的な内容を踏まえて、適切に指導することが困難な状況にある。
		専門外の指導なので、どうしても指導力が低下する。
	中南米	教科指導に精通していないため、十分な学習指導を実施することができない。
		高校受験を視点に入れた授業展開が難しい。単に教科の教育内容を履修するだけになる。
		学習指導要領に準拠した指導が確実にはできない。学習の大切なポイントが抜け落ちていることもある。
	欧州	どの教科においても、基礎的な学習内容の習得はできても、個に応じた指導を展開する中で発展的な学習など多様な対応が難しいと感じる。
		教科の指導には、あらかじめ教科の目標・内容を熟知した上で、指導計画を作成して実際の指導に臨まなければならない。ところが免許外教科の場合は、その教科の担当学年の目標や内容を確認するために時間を要し、特に年度初めでは準備不足のまま授業に臨まざるを得ない。その結果、指導者・児童生徒双方にとって、満足のいかない授業になってしまう。
		技術家庭等で免許外指導をさせているが、その教科の専門的な指導が十分にできていない。
	中東	中学家庭科の教科において、保育実習など指導に不慣れな状況がみられることから、指導内容が上がっていないと感じる。
		音楽・図画工作の教科において、作品の質の低さがみられることから、指導内容が上がっていないと感じる。
	アフリカ	美術科及び家庭科の作品づくり（出来上がった作品）をみると、指導技術の不足を感じる。
実験や実技が失敗した 又は未実施である (4 施設)	アジア	家庭科の教科において、指導経験がほとんど無いことから、衣服などの実習の指導に支障を来している。
	北米	教科書に沿った指導をしているが、教師自身はミシンを使ったことが無いため、子供任せにしているところがある。
	中南米	専門の教員でなければ指導しきれない実技指導が十分に行えない。
	欧州	技術・家庭科、美術で時数的には確保できたが、できない単元もみられた。
十分な授業準備ができない (6 施設)	アジア	授業準備や教材研究が十分にできない。
		中学部理科において、複式学級で授業を実施している上に、教具等を十分にそろえることができないため、十分な授業準備ができない。免許を有している教科に比べて、十分な授業準備ができない上に、授業での個に応じた指導が難しい。
	大洋州	初めて受け持つ教科もあり、教材研究に時間がかかるが、その時間がとれず、十分な準備をできないまま授業に臨むことがある。
	中南米	教材研究が十分にできない弊害が生じる。
	欧州	十分な授業準備が困難で、魅力ある授業の実施が難しい。
保護者からのクレームがある (8 施設)	アジア	小中学校の国語、社会、算数、中学の美術、体育、技術家庭科において、教材研究に多くの時間が必要であるにもかかわらず、教員不足で授業の空き時間も 1 日当たり 1 時間足らずという状況で、十分な授業準備ができない。
		免許の有無は公表していないが、保護者が免許外教科指導のあることを知り、暗に次年度の担当を代えてほしいと要望してくる。中には直接的に言うケースもある。免許外教科指導のままで対応する必要があり負担感は大い。
		一部の保護者から、教科免許のない教員が指導しているため、十分な学習効果が得られていないとのクレームが出ている。
		社会の教科において、受験教科であることから、免許外教科指導によって十分に学力が付

支障の種類 (延べ施設数)	所在地域	意見の内容
		くのか、保護者からのクレームがある。また、慣れない教科指導のため、休日を返上して教材研究をして授業に臨んでいるが、指導者自身ポイントが押さえられているか、疑心暗鬼になっている。
	中南米	中学国語を免許外で担当した経緯があるが、保護者からのクレームや要望が多かった。
		家庭教師的な指導しかできない状況が生まれる場合がある（教科書に頼り、板書や応用が足りない授業になり、学習効果も上がらない）。時数の関係で、中学校の免許しかない教諭も、小学校の授業を多数持たざるを得ず、保護者からのクレームも出ている状況にある。
	欧州	中学校の教員による免許外教科において、その指導について、保護者から不安の声が上がっている。
		保護者から免許所有教員による指導を求められるが、「派遣教員数から致し方ない。」としか答えようがない。
	アフリカ	中学１年生の数学において、生徒から分からないとの声上がり、保護者からも不満が聞こえてきた。数学が専門の先生に協力を仰ぎ、授業改善に取り組んだ。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1-(3)-㉗ 都道府県等の派遣教員推薦審査時における保有免許の考慮に関する意見

区分	意見の内容
北海道	道内 14 の教育局からの推薦を受けて本庁で選考するため、教員全体の教科のバランスを考慮していない。また、選考を行う際は、長期の海外生活に対する適応性や、メンタルヘルス（自己管理能力）などの点を重視しており、教科のバランスまでは考慮し難い。
宮城県	少ない応募者の中から人物、健康状態、家庭環境等に重点を置いて選考しているため、教科のバランスを考慮していない。
埼玉県	在外施設派遣教員にふさわしい資質があるか否かで選考しているため、教科のバランスを考慮していない。また、教科を考慮して選考を進めるとなると、選考作業過程が煩雑・困難になる。
東京都	募集の段階で、文部科学省から依頼されている「特に必要な教科担当」について区市町村教育委員会等に周知した上で、区市町村教育委員会等から推薦のあった者の中から選考し、在外教育施設にふさわしい人物を推薦することとしている。
神奈川県	選考は、応募者の志望動機や現地適応力など人物評価を中心に行っているため、教員全体の教科のバランスを考慮していない。また、在外教育施設で不足している教科は県内においても免許保有者が少なく、各学校に配置されている教員の数も元々少ない上に、欠員の補充が他教科以上に難しく応募者が少ないという背景もあり、科目のバランスに配慮した選考を行うことは難しい。
静岡県	教科のバランスを配慮しているが、選考段階においては、教育実績、人物評価、将来の貢献度といった観点に基づく評価により推薦者を決定していることから、推薦した派遣教員候補者が保有する免許状の教科に偏りが生じてしまうのはやむを得ない。
愛知県	教科のバランスを配慮しているが、過去 3 年間（平成 23 年度～25 年度）において中学校音楽及び中学校家庭の免許を保有する教員を派遣していない。これは、文部科学省との事前の個別調整において愛知県の財政事情等を説明しており、その結果、同省から当該教科の免許を保有する教員の派遣要請がなかったことによるものである。
京都府	審査時において、成績上位者から適性を考慮して推薦しており、結果的に、教科のバランスを考慮することは難しい。
京都市	在外教育施設で不足している教科は、府内でも免許保有者が少なく、学校が教員の病気等で代替講師を探す場合にも困っているのが実情である。
大阪府	できる限りの推薦が行えるよう、候補者の資質・能力面（選考における評価点数）における評定成績上位の者から推薦しているため、現時点においては、保有免許を考慮したものとはなっていない。
大阪市	理数系の免許を持つ教員が不足していることから、これら教員を多く推薦することは難しい。
広島県	在外教育施設への教員派遣の目的に合致する候補者を選考することを優先しているため、教員全体の教科のバランスを考慮していない。
広島市	本務者の少ない教科の免許を保有する候補者の選考は難しい。
香川県	県からの推薦者数は例年 3～4 人と少なく、中学校の場合、特定の教科に偏らないようにし、教員の指導力や適性を重視した選考を実施している。
福岡県	管轄の市町村教育委員会に募集を通知する際、文科省の希望する教科を提示し、候補者の免許状を有する教科のバランスを考慮するよう周知している。 一方、少ない応募者の中から推薦に値する優秀な人材を選ぶことになり、現地でしっかりと授業を行えると評価できる人材を推薦することが最も重要な選考要件であると認識している。
福岡市	全国的に教員は、大量退職・大量採用の時代であり、いずれの校種・教科においても採用や講師の確保にも苦慮している。

（注） 当省の調査結果による。

図表 1-(3)-㊸ 日本人学校の中学部における免許外教科担任の状況

(単位：人、%、時間)

区 分	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	技術・ 家庭	外国語
派遣教員の保有免許 延べ数	123 (9)	219 (19)	107 (7)	133 (9)	39 (1)	27 (1)	155 (5)	47 (4)	176 (9)
免許外教科担任率	17.3	16.0	14.8	3.7	21.0	46.9	39.5	86.4	3.7
希望保有免許延べ数	53	39	64	47	23	22	32	44	38
標準授業時数 (中1～3 合計)	385	350	385	385	115	115	315	175	420

(注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

2 「派遣教員の保有免許延べ数」は、平成 26 年度における日本人学校の状況である。() は、うちシニア派遣教員に係るものである。

3 「免許外教科担任率」は、平成26年11月現在における日本人学校の中学1年生を対象とした授業の免許外教科担任の実施状況（有効回答数81施設）である。

4 「希望保有免許延べ数」は、日本人学校全 88 校 93 施設における平成 25 年度に希望する保有免許の状況である。

図表 1-(3)-㊹ 教育環境の IT 化

○ 「世界最先端 IT 国家創造宣言 改訂」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定) <抜粋>

IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化

1. 人材育成・教育

(1) IT の利便性を享受して生活できる社会の構築と環境の整備

インターネットの普及に加え、スマートフォン等の急速な拡大により、国民全体として IT に触れる機会が増大していることを踏まえ、IT の利活用により、子供から高齢者まで、そのメリットを享受して豊かに生活を送ることができるよう、情報モラルや情報セキュリティに関する知識を含め、国民全体の情報の利活用力の向上を図る。

このため、子供から学生、社会人、高齢者に至るまで、それぞれに必要とされる情報の利活用力の現状も把握しつつ、IT に関する知識を身に付けるための取組を推進する。

推進に当たっては、NPO など民間の活動も極めて重要であり、より効果的な取組となるよう適切な支援策を講ずる。また、遠隔教育など IT の利活用により、離島を含め国内外のあらゆる場所で、全ての国民が地理的・時間的・経済的制約を受けることなく自由に学べるよう環境を整備するとともに、インターネットを活用した教育における著作権制度上の課題について検討し、必要な措置を講ずる。さらに、産業界と連携し、人材の流動化や職種転換を容易にする様々な環境整備を進めるとともに、産業全体の魅力向上を図ることも必要である。

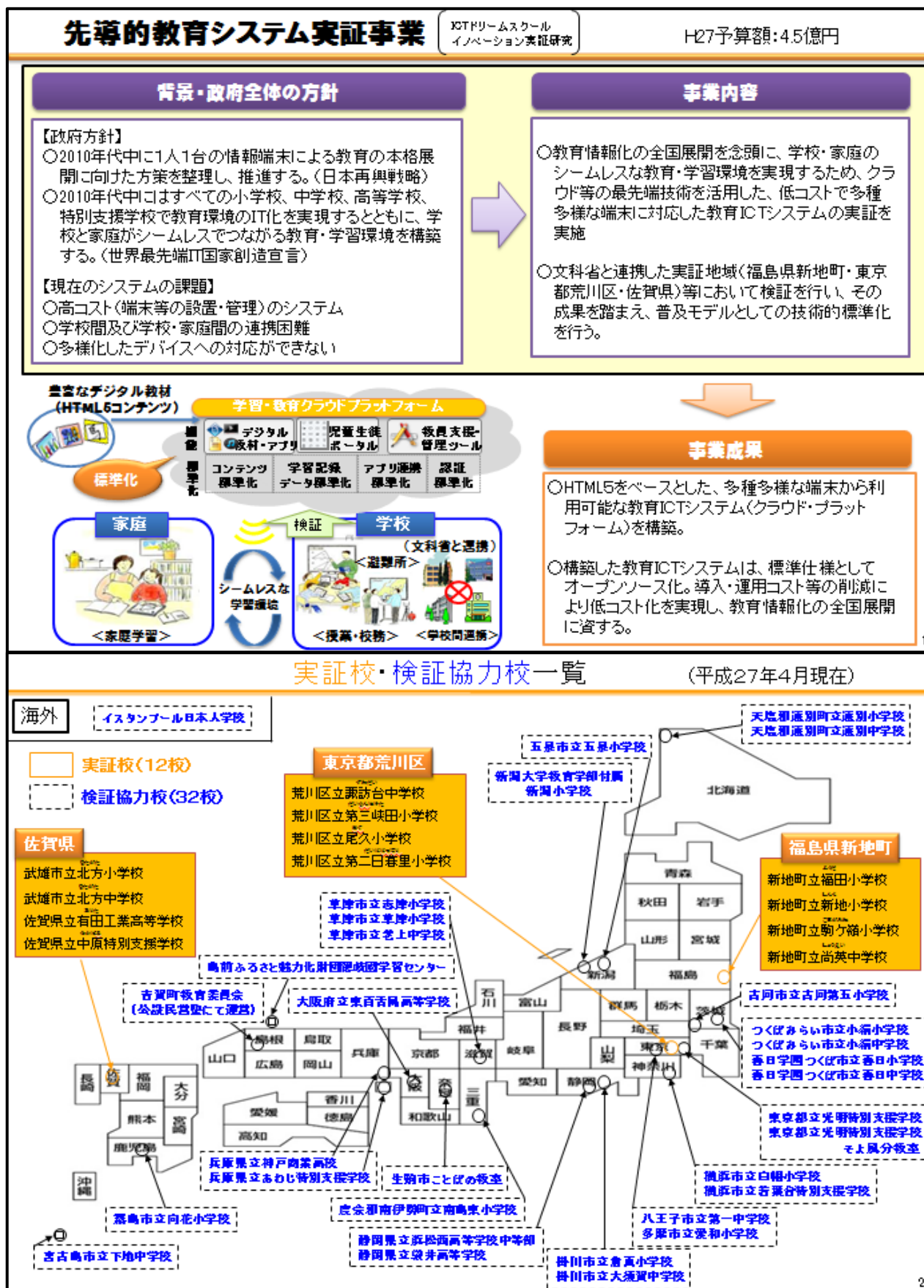
学校の高速ブロードバンド接続、1人1台の情報端末配備、電子黒板や無線 LAN 環境の整備、デジタル教科書・教材の活用など、初等教育段階から教育環境自体の IT 化を進め、児童生徒等の学力の向上と情報の利活用力の向上を図る。

あわせて、教員が、児童生徒の発達段階に応じた IT 教育が実施できるよう、IT 活用指導モデルの構築や IT 活用指導力の向上を図るほか、円滑な IT 利活用を図るための支援員の育成・確保及び活用を進める。そのため、指導案や教材など教員が積極的に活用可能なデータベースを構築し、府省の既存の子供向けページも教材等として整理し、積極的に活用する。また、企業や民間団体等にも協力を呼びかけ、教育用のデジタル教材の充実を図るとともに、デジタル教科書・教材の位置付けや、これらに関連する著作権を含めた制度に関する課題を検討し、必要な措置を講ずる。さらに IT 利活用により教員の校務の効率化を推進する。

これらの取組により、2010 年代中には、全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で教育環境の IT 化を実現するとともに、学校と家庭がシームレスでつながる教育・学習環境を構築し、家庭での事前学習と連携した授業など指導方法の充実を図る。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1-(3)-③ 先導的教育システム実証事業の概要



(注) 総務省の公表資料による。

図表 1-(3)-㉑ 先導的教育システム実証事業のイスタンブル日本人学校の事例

○ 教育ICTの新しいスタイル クラウド導入ガイドブック2015<抜粋>

6.6 学校トピックス② イスタンブル日本人学校の実践と成果

② 利活用の場面

限られた情報機器と期間の中でも、すべての児童生徒に等しくクラウドを利用してもらえるように週単位のクラウド利用計画表を作成し、利用率を上げました。

さらに、個に応じた指導の時間を活用し、ドリル型教材で加力指導を行いました。これまでは日本で調達したテキストを利用していましたが、さまざまな障壁がありました。クラウドを利用することで、自分のレベルにあったさまざまな課題に取り組むことができ、意欲的に学習することにもつながりました。

在外教育施設ということで、教材や機材を調達することが困難であるため、図書館の充実も喫緊の課題でした。特に百科事典を揃えるとなると、困難を極めます。しかし、クラウド上の「学習百科事典」を活用することで全ての問題を解決することができました。① 各自に②インタラクティブな③最新のものを④ 安価で利用することが可能となりました。

イスタンブル日本人学校の利活用事例は、物理的な場所の問題を解決するクラウドの利点をより明確なものにしたといえます。今後、情報モラル等のコンテンツの充実に期待をしたいと思います。

(注) 1 下線は当省が付した。

2 「教育 ICT の新しいスタイル クラウド導入ガイドブック2015」は、総務省が平成26年度に実施した「教育現場におけるクラウド導入促進方策に係る調査研究」事業の一環として、全国のエデュケーション委員会向けに作成されたものである。

図表 1-(3)-③ ICT を活用した双方向型の遠隔授業に対する日本人学校の意見

所在地域	意見の内容
アジア	有効な方法であると考えているが、電波通信状態と電気の供給状況が悪く、円滑な実施が困難である。将来的には有効であると思われる。
	基本的には賛成であるが、全てのインフラ整備が遅れており、日替わりでインターネット使用可・不可があることで、授業が成立するかが心配。
	免許外指導については、主に実技教科が中心であるとの理由から、導入には反対である。
	教員の増員が見込めない中で、免許外指導を解消する意味では、やってみても良いと考える。やってみて、課題は必ず出てくるであろうからそれを解決していけば良い。
	ネット環境が脆弱で、遠隔授業に耐えることができないことが予想される。
	本校では現在、免許外指導は行っておらず、遠隔授業の導入のニーズはない。義務教育段階の子供の教育は単に知識や技術の習得のみではなく、子供の実態を把握した教員の指導により教育効果が上がるものと考えている。
	知識や技術を伝えるのであれば遠隔授業という方法も考えられるかもしれないが、小・中学校の学習指導要領に定められた教育目標（関心、意欲、考える力など）を教育するには、教える側の人材の特性が重要であり、遠隔授業には馴染まないため反対である。教育者は教育を受ける側の個性を知り、関心意欲を高めるように指導する。児童生徒の中には学習に対する目標を持ち意欲的で積極的に取り組む子もいれば、関心意欲のない児童生徒もいる。意欲のない子に関心を持たせ意欲的な学習をさせたり、モチベーションを高めさせたりするのは、直接目の前にして、児童生徒と触れ合いながら人的環境としての指導でありたい。
	ICT を活用した双方向型の遠隔授業の導入については、検討していない。
	施設整備が懸念されるが、可能であれば免許外指導について大いに賛成である。塾は既に活用している。
	できれば推進したいと思っているが、予算面の裏付けが得られない。
	十分な機器不足の理由から、導入には賛成し難い。
	現在のところ検討なし。
	これからの児童生徒はビジュアルな世代なので、ICT 活用は必要である。ただ、タブレット端末の導入が理想であるが、そこまでの予算はない。
	日本人学校での実践事例が出た段階で検討をしていきたい。
	講義形式の授業であれば可能な部分もあると思われるが、実習を伴う教科（授業）では安全面を確保できないとの理由から、導入には反対である（無理がある）。
	講義形式の授業であれば可能な部分もあると思われるが、実習を伴う教科（授業）では安全面を確保できないとの理由から、導入には反対である（無理がある）。
	講義形式の授業であれば可能な部分もあると思われるが、実習を伴う教科（授業）では安全面を確保できないとの理由から、導入には反対である（無理がある）。
	ICT の活用は現地の電力事情（停電が多い）や警備上の理由から時々遮断されることが懸念されるが、設備が整えば是非導入したい。
	本校でも、iPad を使った遠隔授業を計画したが、停電が多く、ネット環境が整わないため、断念した。
	小・中学生の教師や実際の物と触れ合う生の授業が大切との理由から、導入には反対である。
	義務教育においては、特に受信側にも授業をサポートする教員が必要であると思われる。海外在住者でも受講が可能になるメリットがある。
	相手の表情を見たり、雰囲気を感じたりしながら、行う授業にはなりにくい。発見や感動の伴う授業にはなりにくい理由から、導入には反対である。心の通う授業になるか懸念されるが、映像・音楽を鑑賞する場面や講義中心の領域では、賛成である。
	遠隔授業についての知識等が十分でないため、遠隔授業導入の効果については何ともいえる状況にないが、遠隔授業における授業の打合せ等を十分に行うことが難しい中では、効果は小さいと考える。
	極小規模校のため、学校予算が限られており、学校の ICT の環境整備が行えるか懸念されるが、学校の ICT の環境が整えば、授業等に取り入れていきたい。
	本校を取り巻く ICT 環境の貧弱さ（回線が遅い、ICT 機器がないなど）から、導入には反対である。
	学習成果が上がるなら、導入には賛成である。
大洋州	免許外授業の支障が改善されるならば、導入には賛成である。
	本校では図画工作、美術、技術家庭科、体育の実技教科において免許外指導が実施されているので、生徒の活動・作品に直に触れられない ICT 利用の授業の導入にはちゅうちょする。双方向型で、個々の疑問などに答えてくれるがらの授業形態であれば、どの教科についても導入は賛成である。
北米	これからの社会のニーズに必要なことから、導入には賛成である。条件として、個人情報等の管理を十

所在地域	意見の内容
	分考慮する必要がある。 技術・家庭科は、技能的教科であり、実習が多く、生徒一人一人の実態に応じた個別の指導が必要である。ICTを活用した授業では、個別のニーズに対応できないと思われる。 教科によっては有効なこともあるのでどちらかという賛成である。
	実技教科については、実体験や実技指導の大切さから、導入にはあまり賛成できない。 小規模校で教員不足を補えるとの理由から、導入には賛成である。 時差等の関係で時間の調整が懸念されるが、こちらが思う時間に実施が可能であれば賛成である。 正直よく分からない。日本人学校の中でどのような整備をすれば、それが導入できるのか。また、少人数（2人～3人）の子供の指導をする際に、それを導入してどのような学び合いができるようになるのか。もう少し自分自身が研鑽を積まないと、回答できない。 知識習得のためであれば、効果が得られると感じるが、飽くまでも人から人へ伝えることを教育活動の前提と捉えるため、総合的に考えると、学習効果には疑問が残る。また、遠隔授業に至るまでの、事前日程調整や準備などに多くの時間を要することも懸念される。 可能であれば、導入には賛成である。 在外教育施設では、十分な教材がそろわない中、また、教員も定員割れを強いられており、遠隔授業を論ずる前に教材、人的配置が最優先課題と捉えている。 国情から、機器の購入・メンテナンスや停電等、悪条件が多すぎて、なかなか難しい。 授業の質の向上という視点から、導入には賛成である。校長もかつて免許外で中学の理科を担当したことがある。予備実験をしても、本番でうまくいかないことがあり、専門外の教科を教える難しさを痛感した。全ての小規模校が共有する悩みであると受け止めている。
	導入には賛成である。免許外だけでなく是非推進してほしい。特に複式になっている教科についてはお願いしたい。小規模校なので、予算もなく無線LANもない状態である。教科書とチョークだけの授業しかできていない。デジタル教科書になれば、輸送コストも時間も掛からないのでは是非実施してほしい。 義務教育段階では人が人に教えることが重要と考える。少なくとも小・中規模校である本校には必要ない。
中南米	時差の関係で、事前の準備、実際の授業の際も困難が考えられる。また、事前のやりとりを含めた準備に時間が掛かることが予想されるので今の段階では前向きにはなれないが、遠隔授業を体験することは児童・生徒にも教員にも貴重な経験になると考える。
	各教科の専門性を遺憾なく発揮するために、導入には賛成である。しかし、在外における学校では、人的不足及び時差の問題があり実施が不可能な学校が発生する可能性がある。教員が必ず授業に立ち会うということが、確実に行われれば賛成である。
	教員が少ない中、複雑な時間割に対応している。ここにICTを活用した双方向の遠隔授業導入は困難であると考えられる。
	現状では特段支障を来している状況ではないので、今のところICTを活用した双方向型の遠隔授業の導入は考えていない。
	機器設備不備の理由から、導入は困難である。
	どのようなやり方で授業を進めていくか見当が付かないが、どちらにしても免許外担当者の負担が増えるのならば導入には反対であり、負担軽減につながるなら賛成である。
	派遣教員が少ない中で現地交流など様々な取組を実施しているために、時間割の変更が頻繁である。双方向型の遠隔授業のプログラムが優先されると、本校の取組が進まなくなると予想されるので、導入には反対である。
	作業を伴う技術の取得が可能であれば、導入には賛成である。また、操作が容易であるならば導入には賛成である。
	時代の流れとともにICTを導入した授業展開は賛成であるが、映像授業を多用する弊害が心配である。イベント的な授業には効果があるかもしれないが、いつもととなると教育の本質が失われていく危うさを感じる。やはり「教育は人なり」であると思う。
	指導方法の研修と使用機材の導入で学校現場の負担が増加することが懸念されるが、人的・物的な支援が積極的になされるのであれば賛成できる。
	ICTを活用するための機器がそろえば、賛成である。
	身近にいる教師が、子供の状況を把握して授業することが望ましいと考えるので、遠隔授業には反対である。 どの程度使いこなせるか分からない状況では導入をちゅうちょする。

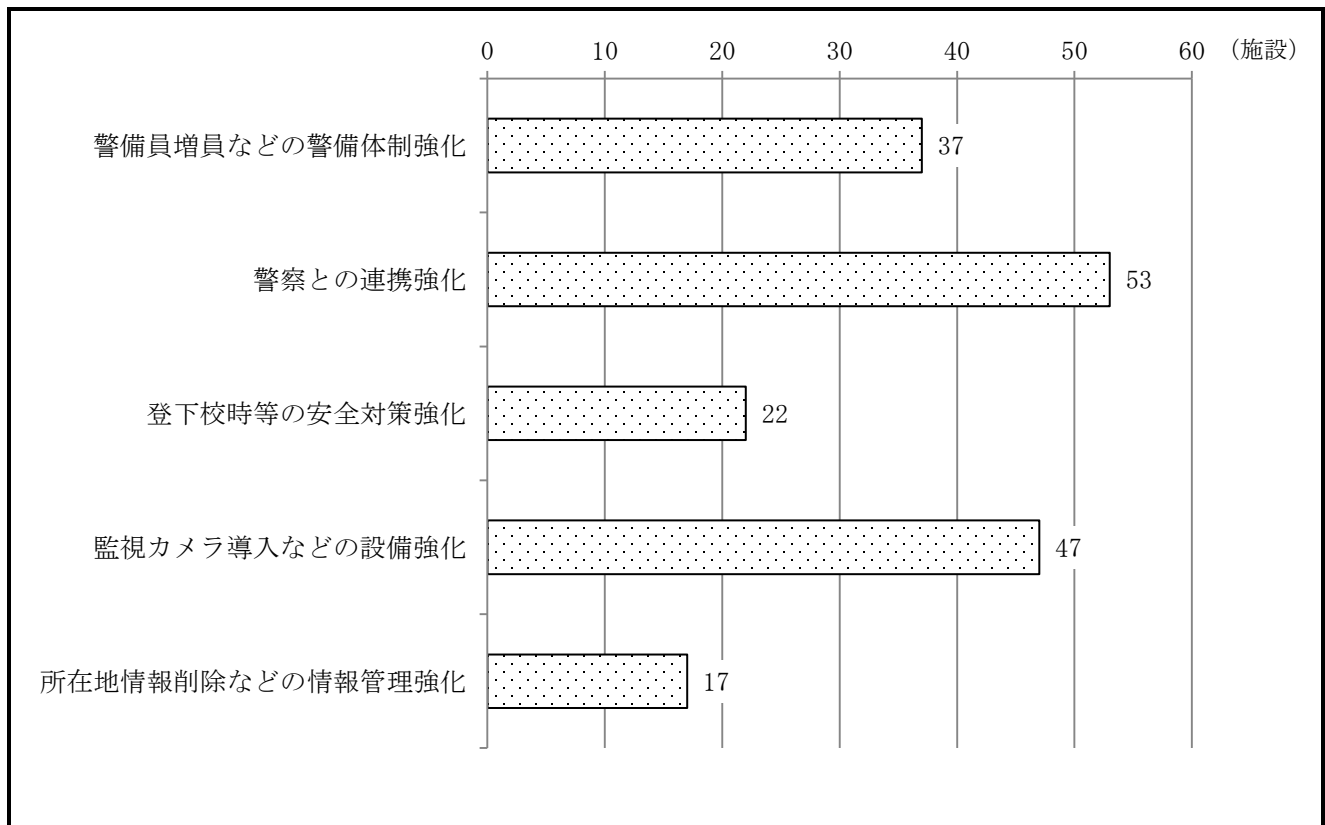
所在地域	意見の内容
中東	導入すること自体には賛成である。しかし、小学生に対して、講義的なビデオ視聴で行う ICT を活用した授業ならば意味はないと考える。双方向型といっても複数の小学生に対してどのような授業が可能なのか、想像できない。システムの構築のために、日本人学校の全ての教室にそれに対応したネットワーク環境を作っていただけないということであれば有り難い。
	専門が高まるとの理由から、導入には賛成であるが、それに偏らないことを注意したい。
	ICT を活用することで、実技面の負担が軽減できるように、実技教科を扱った VTR データベース等があるとよい。
	免許外の指導で問題になるのは、芸術や技能系の教科である。ただ、これらの教科は、教員が理解状況や過程を確認しつつ、指導して効果が上がると考える。個別の状況に対応するためには、双方向とはいえ ICT による指導には課題があると考ええる。また、導入するにしても時間的な制約や、対応するための現地の教員の負担増になる危惧がある。
	小・中学生では教師・子供間の信頼関係が大切であり、子供の実態把握、教材研究、諸打ち合わせ等、大変困難なことが多いため、実施は難しい。しかし、高校生ぐらいになると、実施可能であると考ええる。
	遠隔地においても専門性を活かした授業が可能になるとの理由から、導入には賛成である。
	在外教育施設等の時差や事前の話し合いの時間の確保等を考えると、実施は難しい。
アフリカ	インターネットの速度や接続状況等が十分で、児童生徒にストレスのない形で授業が提供できるのであれば、一定の効果は見込まれると考える。
	来年度は ICT を活用した授業内容にしていく予定である。担当が ICT 教育に詳しいので、来年の研究課題の一つと考えている。

(注) 当省の調査結果による。

(4) 日本人学校における安全対策の動向

調査の結果	説明図表番号
【制度の概要】 平成 27 年 1 月にシリアで発生した邦人拘束事案を受けて、外務省は在外公館に対し、「シリアにおける邦人拘束事案（貴地における邦人安全対策：訓令）」（平成 27 年 1 月 21 日領政第 6492 号）及び「シリアにおける邦人拘束事案（日本人学校の警備強化：訓令）」（平成 27 年 1 月 21 日領政第 6743 号）を発出し、①在留邦人社会との安全対策連絡協議会の開催、②日本人学校への情報提供や安全相談などによる連携強化、③日本人学校の警備強化のための所在地担当当局（警察、外務省、教育省又は地方政府等）に対する警備強化への協力要請などを指示した。また、文部科学省は日本人学校に対し、「シリアにおける邦人拘束事案について（注意喚起）」（平成 27 年 2 月 2 日文科省初等教育国際教育課長事務連絡）を発出し、①学校運営委員会及び在外公館との連携による警備体制の再点検、②現地警察当局への警備強化の申入れなどによる通学・通勤中を含む安全確保の取組を要請した。 【調査結果】 上記訓令等の発出後の 1 か月間において日本人学校で採られた対応を把握するため、当省が平成 27 年 3 月 3 日現在の状況を調査した結果、有効回答 71 施設全てにおいて新たに安全対策を講じた又は講ずる予定としている。その内容としては、①警備員の増員などによる警備体制強化が延べ 37 施設、②警察との連携強化が延べ 53 施設、③スクールバスの安全強化などによる登下校時及び通勤帰宅時の安全対策の強化が延べ 22 施設、④監視カメラの導入などによる設備強化が延べ 47 施設、⑤在外教育施設のホームページ等から所在地を削除することなどによる情報管理の強化が延べ 17 施設などとなっている。	図表 1-(4)-①

図表 1-(4)-① シリア邦人拘束事案後の日本人学校における対応状況



(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 27 年 3 月 3 日現在の状況である。

3 複数回答のため、合計が有効回答施設数（71 施設）にならない。